

平成23年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成23年7月1日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也
15 番	木 内 欽 市	16 番	佐久間 茂 樹
17 番	日 下 昭 治	18 番	林 俊 介
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦
21 番	林 正一郎	22 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	増 田 雅 男
教 育 長	茅 田 哲 雄	秘書広報課長	伊 藤 浩
行 政 改 革 推 進 課 長	林 清 明	総 務 課 長	神 原 房 雄

企画政策課長 兼被災室長	米 本 壽 一	財 政 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	佐 藤 一 則	市民生活課長	斉 藤 馨
環 境 課 長	浪 川 敏 夫	保険年金課長	石 毛 健 一
健康管理課長	高 山 重 幸	社会福祉課長	渡 辺 輝 明
子 育 て 支 援 課 長	林 芳 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	石 井 繁
商工観光課長 兼国民宿舎 支 配 人	横 山 秀 喜	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	北 村 豪 輔	都市整備課長	伊 藤 恒 男
下 水 道 課 長	増 田 富 雄	会 計 管 理 者	花 香 寛 源
消 防 長	佐 藤 清 和	水 道 課 長	小長谷 博
病院事務部長	渡 辺 清 一	病院経理課長	鈴 木 清 武
庶 務 課 長	加 瀬 寿 一	学校教育課長	菅 谷 充 雅
生涯学習課長	高 野 晃 雄	体育振興課長	野 口 國 男
監 査 委 員 長 事 務 局 長	馬 淵 一 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 瀬 恭 史
総務課副主幹	小 倉 直 志		

事務局職員出席者

事 務 局 長	堀 江 通 洋	事 務 局 次 長	向 後 嘉 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 通告順により、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） おはようございます。17番、日下昭治です。平成23年第2回定例会において一般質問を行います。

質問の前に、このたびの東日本大震災においてお亡くなりになられました方々、被災された方々に対し、謹んでご冥福とお見舞いを申し上げます。

質問も、一昨日、昨日と10名の方々が登壇されておりますので、いろいろ重複することが多いかと思いますが、できるだけ省略をしながら質問してまいりたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

では、早速質問に移ります。

このたびの大震災による被害は、本市でもはかり知れない甚大な被害が発生されています。個人あるいは民間施設等への支援は国等の支援制度に準じて支援がなされますが、そのほかにも市単独での支援がされるわけです。また、公共施設、道路など復旧に要する費用はかなり多額になることが見込まれますが、早期の復旧、復興することが行政に課せられた使命だ

と思います。

そこで質問に移ります。

1点目、平成18年度より学校、保育所の耐震補強を行ってきましたが、このたびの震災で被害の発生があった小学校6校、中学校3校、保育所の被害施設は建物であったのか、その他の施設であったのか、その被害の状況について報告をお願いします。

2点目、震災復興のめどについては、24年4月までに終了したい旨の答弁が昨日、一昨日にありましたので結構でございますが、想定される費用、その他その財源について、また廃棄物処理費等についてお示しいただきたい。

3点目、廃棄物搬入場所の処理終了のめど、また廃棄物の処理が済んだからとしてグラウンドなどについては、即利用は不可能だと思うが、それらに対する対応と併せてもう少し先になるかと思いますが、仮設住宅跡地等についても伺います。

4点目、被災者には税、利用料等減免措置がされると思いますが、想定される市歳入への影響、併せて国保税についてもお示しをいただきたい。

5点目、以上のような点から、今後市の計画に及ぼされる影響について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、飯岡駅前広原地区の排水問題について質問を行います。

ご承知のとおり、この地域は東側には台地、北はJR線路及び大利根用水路、南は国道飯岡バイパス及び大利根用水路が布設され、三方これらにより囲まれている。残る西方向に流末を求めるほかに方策はなく、多年にわたり県道飯岡駅前線での冠水に苦慮され、今日に至っています。

これらの解決は、地域住民の長年の願いでもあります。今までに国、県、市、旧町合わせて十数回にわたり工事を実施してきました。市街地主要道路でありながら、各戸で土のうが準備され、冠水注意の看板が設置されており、まさに予算の無駄遣いと行政の無能さを自身で証明していることほかならないと思います。本地域の一刻も早い問題解決のため、以下の点について質問し、併せて問題も提起していきたいと思います。

1点目、現在計画されている割烹浜仙わきを通る県道横断排水路工事及び広原西区6班排水接続工事は、本年度中に完了する予定であるかを伺います。

2点目、現在までに十数回にわたり、国、県、市、町を含む3機関でそれぞれ事業を実施されてきているが、3機関での協議を行ってきておられるのか、その報告を求めます。

3点目、この地区の排水に伴う水系管理はどこでどのように行っているか、報告を求めま

す。

4点目、この地域、将来は宅地化されることが予想されますが、それらを展望した排水計画をされておられるかの説明を求めます。

5点目、集中豪雨など大雨の際は、大利根用水路等を利用した排水計画について、関係機関と協議をされた経緯はあるのか。今後、するべきと考えますが、市長の将来を展望しての考え方を伺います。

次に、環境シンフォニックへの賠償問題について伺います。

市は、環境シンフォニックに対し、賠償金2,750万円の支払いをし和解されたようですが、この問題は市が合併前の干潟町に瑕疵ある許可をしてしまったため起きた問題であります。そこで、2点について伺います。

1点目、損害賠償請求事件であるからには、原因は市、旧干潟町にあることになります。請求されたからといってすべて認めることはないと思いますが、2,750万円の賠償金を支払うことになったわけですから、認めなければならなかった原因と併せて請求に対して否認された点、いろいろあろうかと思いますが、それらについて報告を願いたい。

2点目、3月23日、臨時議会での補正予算議決後の処理について。和解金の支払い、和解の成立はいつであったのか。3月議会の議案質疑の中で、求償権について放棄するかという質疑をした際の市長の答弁では、放棄ではなく求償権を有しないという発言がありました。また、課長の答弁では、重大な過失には当たらないから求償権を行使しないという発言がありました。「有しない」と「行使しない」とでは若干ニュアンスが違ってくるのではと思う。

また、3月23日の臨時議会での滑川議員の賛成討論では、市民から預かっている貴重な財源を賠償金として2,750万円も支払い、さらに弁護士費用は849万4,000円と総額3,599万4,000円が支払われることであり、求償権は後日行使されるであろうという発言もありましたが、今の市長のお考えを併せてお聞かせ願いたい。

最後に、市長の政治姿勢について伺います。

1点目、災害復旧と計画事業の重要度について。ここにおられる議員のほとんど、いや全員の議員が、不要不急の事業は一時凍結するなり先送りをして、災害復旧に全力を傾注する必要があるだろうと考えられていると思います。とはいっても、計画の変更は議員の提言ではどうにもならないことがほとんどである。それだけ市長の力が強くされると感じています。このような激甚災害の発生した市であります。市長の思いもいろいろあろうかと思いますが、早急な災害復旧を進めるために、今年度予定した事業であつても根本的に見直す必要がある

と思うが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

2点目、専決処分について伺います。

専決処分は、議会の権限に属する事項について、市長が議会に代わって意思決定をすることだと理解していますが、だとしてもむやみに行うことは許されるものではない。今議会に長による専決処分した8本の議案の承認を求められているが、自治法第179条第1項の理由が何点かありますが、過日の議案質疑の答弁では、災害であり急を要したのみの答弁に終始していたと思います。

また、専決処分された事件は、議会での承認を得られなくても執行されることに何ら影響することはない。しかるに議会軽視とも受け止められてしまう。それらのことを踏まえ、市長のご見解をお示ししていただきたいと思います。

質問項目、多々あることですので、答弁につきましては簡潔明瞭にお願いいたします。なお、再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に対しましてお答えいたします。

いっぱい質問事項がありまして、抜けるところもあるかと思いますが、その点はまたご指摘をいただきたいと思います。

まず最初に、東日本大震災において、今後の計画へ及ぼされる影響ということで、市長の考えということであります。これは市長の政治姿勢のほうにも通じる問題だと思いますけれども、質問の順番によってお答えしたいと思います。

今年度計画している事業への影響ですが、ほかの議員さんからも大変多く質問がありました。そしてまた財政課長からもお答えをしましたが、震災により今年度予算執行に当たり、イベント等ソフト事業を中心に凍結や縮小等を行う事業を予定しております。これから行う事業についても、そういった部分を十分考慮しながら、旭の発展、そしてまた復旧、そういったものを両にらみをしながら、事業選択、取捨選択をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、広原地区の排水計画ということでお尋ねがありました。広原地区、私も常々あそこのあるところを通っているわけでありまして、確かに長い間にわたりまして冠水する道路、本当にその地域の住民にとっては大変つらい思いをしているなど、そんなように思っております。

す。これまで、旧海上町から始まりまして、大変この問題はいろいろ問題視、検討されているわけでありますけれども、今、先ほどご指摘がありましたように、浜仙のわき排水工事が今年度いっぱい完成するというようなことを聞いておりますし、その排水路が一応完成した中で、どれくらいの時間で排水ができるのかと、そんなようなことも実際見てから、今後の対応についてはまた新たな対応をしていきたいと、そんなように思っているところであります。

続きまして、環境シンフォニックの問題に対しまして、3月議会で求償権を有しないということを市長答弁したわけでありますけれども、私の考え方としては求償権、国家賠償法に当たる故意の問題、重大な過失、そういったものに当たらないという思いの中で、求償権は有しないという発言をしまして、今でもそのことにつきましては変わりはありません。

それから、市長の政治姿勢ということでお尋ねがありました。

一つには、先ほどもありましたけれども、通年事業と災害復旧事業の重要度ということがあります。先ほども申し上げましたが、今年度の事業執行については、災害復旧を最優先に考え、被災者の生活再建支援、災害廃棄物の分別・処分、被災した公共施設の復旧、産業経済の再建支援等に取り組んでいきたいと思っております。

今年度計画事業の執行については、現在の状況でありますので中止するものもあり、イベント等ソフト事業を中心とした30事業、約8,000万円の減額を見込んでおりますし、今後もしそういった部分で、金額はどういった累積になるか分かりませんが、そういった考え方でやっていきたいと、そんなように思っております。

中止した中では、何回もお答えをしておりますけれども、主なものとして海水浴場の開設、いいおかYOU・遊フェスティバル、青年海外視察研修、五市体育大会、砂の彫刻等の事業があらうかと思えます。以上でございます。

それから、専決処分の考え方ではありますが、今回の災害で一番大事に感じたことは、被災住民がいかに安心、安全の気持ちを構築できるか、一刻も早い、道路を含むライフラインの復旧、復興に向けて、避難所生活で暮らせるのか、先を見通して暮らせるのか、そしてまた避難所での健康管理、経済的な支援、これらのことが最優先だと考えて、一生懸命頑張ってきたわけであります。

この中で一番障害になったことは、きのうも申し上げましたように、国、県の法規制、超法規的だというような政治家の方々がおっしゃることと同時に、法を遵守しなければ何事も下へ下りてこない、事務のきちんとした連絡がない限り進めないというような部分もありま

して、このことが一番復旧に遅れると、そういったような部分もあります。

また、そういった査定の中で、事務的な手続き、書類を作ったりそしてまた事業を計画したり、そういった部分でも大きな手間がかかっているわけでありまして、そういった部分も含めまして、新たにこれから発生する税の減免、そういったものも含めまして、議会で開会をして皆さん方に了解をしていただくという時間的な余裕がなく、やむなく専決をしたと、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、日下議員さんの大きな1番目の東日本大震災について、公共施設の耐震補強、耐震工事实施済み施設での被害の発生状況はと、それからそれは建物か、その他の施設かということのご質問にお答えしたいと思います。

公立保育所、現在14か所ございまして、平成19年度に耐震診断を実施しているわけですが、その結果、20年度にとみうら保育所、21年度には中央第一と中央第三保育所の2か所、合計3か所の耐震補強工事を実施しておりまして、この3か所については建物の被害はございませんでした。

それから、発生状況ということで、直接耐震ということにかかわってはいないんですが、昭和56年以降建物を建設している日の出保育所については被害がございましたので、その状況についてお答えをさせていただきます。

被害のあった日の出保育所につきましては、液状化ということが原因でございますので、被害としては園庭それから外構、建物としてはテラス部分が一部分、それから液状化によって園庭が沈下していることによる外部の給排水管の設備に被害を受けておりまして、建物本体については被害はございません。

以上のような状況です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、同じく公共施設の耐震補強、耐震工事实施済み施設での被害発生状況ということで、小・中学校の施設についてお答え申し上げます。私のほうからは、建物中心のまずお答えをいたします。

昭和56年以降の新耐震基準により建築された校舎等の施設及び耐震補強を実施した校舎等の施設におきましては、建物の主体構造、躯体いわゆる建物構造体への直接被害はございませんでした。

被災の状況ですが、建物構造体ではなくいわゆる非構造部材といわれるもの、建物本体の強さを図るものじゃないもの、天井だとか外壁だとかそういう非構造部材である屋内運動場の天井部の被災が2校ございました。これは滝郷小学校と萬歳小学校です。また、校舎のエキスパンションジョイント、建物をつないでいるエキスパンションジョイントの破損が2校、これが滝郷小学校、古城小学校です。その他、中和小学校では廊下と教室の間仕切りにある木柱にひびがありました。また、中央小学校においては教室1か所で壁にヘアクラック、小さなひびが入りました。建物では以上でございます。

その他、外構関係、犬走り等の損壊が2校、古城小学校、干潟中学校となっております。

その中で最も被害の大きなものは、滝郷小学校の屋内運動場でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、日下議員の質問にお答えいたします。

まず1の（2）復興のめど、費用とその財源につきましてお答え申し上げます。この費用につきましては、昨日、一昨日ともう既に各議員から質問がございまして、お答えしてありますとおり、まず災害関連の予算ということで22年度の3月補正、それから今回議案として上げてございます5月6日に専決処分した補正予算、それから6月の今回の補正ということで、合わせて69億2,583万円でございます。

このうち、昨日もご説明いたしましたけれども、瓦れきの処分につきましては国庫補助になるというところが見えてまいりましたので、これを組み替えてありますということで、それから災害救助法に基づきます応急仮設住宅の件については、県が実施したということで、約18億円の執行しないものが発生するだろうと。実質的な災害関連経費総額としては51億1,353万円ほどということになるかと思います。

この財源なんですけれども、現在、国庫支出金、これを14億円余り見ております。それと県支出金については先ほどの執行しないということがあれば8億2,500万円ほど、それから地方債として16億1,000万円、あと寄附金若干があるんですけれども、一般財源としては12億6,838万円見ているところでございます。

現実には、このほかまだ災害関連で事業費が発生することがあるかと思います。今後、予算措置が考えられるものということで、例えば各公園施設についてはまだ予算措置してないところもありますので、そういったものが出てくるのかと。大原幽学の旧宅の関係でも、南側斜面、何らかの措置が必要なのかというところもあります。こういったものも、国、県の補

助金を得た中で実施していけるのかというふうに考えております。

それと、１の（４）の今後の市税、利用料等への影響ということでご質問がございました。これについては、昨日税務課長それから高齢者福祉課長が答えたとおりの部分であります。これは税と国保税、それから介護保険料ということがあります。それ以外のものでも、積み上げて今概算で把握している数字というのがございます。これは水道使用料の減免それから下水道の分含めてということで、影響額が２億６,５００万円ほどになるのかということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは廃棄物の処分の関連についてお答え申し上げます。

東日本大震災によりまして、本市では家屋等の損壊によりまして、最終的には１０万トンを超える災害廃棄物の発生が予想されます。現在、７０社の業者によりまして分別、運搬、処分が行われ、順調に進みますと今年度中にはすべて処分される予定であります。

なお、跡地の整備については、処分が完了次第速やかに関係者と連絡を図りながら、元の姿に戻したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうからお答えいたします。

平成２３年度一般会計の税収見込みにつきましては、約６７億円を見込んでいたところであります。３月１１日に発生しました東日本大震災の被災者に対しまして、現年度分市民税、固定資産税、都市計画税の減免を行うことといたしました。これにより減収が見込まれます。

この減免による影響額につきましては、市民税が約５,９００万円、固定資産税が約８,５００万円、都市計画税が約６００万円、計１億５,０００万円と試算しております。

また、国保税につきましても、予算額２９億円に対しまして５,８００万円の減免による影響を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 跡地の整備に関連して、仮設住宅の跡地についてご質問がございました。

仮設住宅につきましては千葉県が設置しております、当然ながら仮設住宅は被災者に対して一時的に居住の場を供給、供与するものでありまして、あくまでも仮設の建築物であって、一定期間、最長２年後には撤去されることになるわけです。当然ながら設置者は県でございますので、撤去につきましても県が行うということで聞いております。

この場合に、その跡地ということでもありますけれども、原形に復することがまず前提ではございますが、個々具体の原形の復旧の状況につきましては、今後検討、詳細に打ち合わせをしていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは広原地区の排水計画の５点について、順を追って説明いたします。

まず１点目のいつ終わるかということですが、先ほど市長が言われましたように、被災にならなければ年度当初から工事を始めておったんですけれども、被災に遭いまして県とその後２度ほど協議しておりますけれども、一応年度末に完成できるような形で計画しております。

２番目の十数回にわたり国、県、市において工事を実施してきたが、関係３機関での協議はされたかについてですが、海上時代より広原南地区の道路冠水については、幾度となく県排水基本計画において協議を行ってきたようです。工事においても施工してきましたが、一時的な解消はできたものの抜本的な解決策とはならず、今回また県において新たに浜仙前の排水工事を予定しておるところでございます。

３点目のこの地域の排水に伴う水系管理の所在についてですが、広原地区の排水については、河川に排水能力がなく、排水対策に苦慮しているところではありますが、排水に伴う排水系統は４系統ありまして、三川派線を除いてはいずれも流末は新川に流れ込んでおるのが状況でございます。

次に４点目ですが、本地域の将来的宅地開発を展望した排水計画の説明についてという質問ですが、広原地区は低いところにある飯岡駅周辺を中心にして発達してきましたが、この地域は水田を埋め立てた等の宅地開発によるものが主なものでございます。

ご存じのように、この地区は低地区のため、地形的状況から浸水被害があり、その解決には海上時代から苦慮してきたところだと思いますが、今後も既存排水路の維持管理及び排水路の整備等を進めていきたいと思っております。

最後に、市長に質問があったんですけれども、集中豪雨時の大利根用水排水路についての関係機関との協議についてですが、今後は関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは環境シンフォニックの問題についてお答えいたします。

初めに、賠償請求への対応という部分という中での訴状に対する認否というご質問だと思いますが、本件賠償請求訴訟につきましては、今回の訴訟の前に２度ほど訴訟にはよらない請求がございました。１度は19年４月４日に２億5,011万5,450円の請求があって、市はこれを拒否したわけがございます。それについては17日に文書で通知してあります。２度目につきましては、平成20年６月26日に１億380万円の請求があったと。これについても市は拒否し、７月１日に文書を通知している。

これを経まして、平成20年12月８日に本件の訴訟が提起されたと。その中でご質問の中にもありましたけれども、認めた部分、認めない部分についての部分というのがございました。訴状に対する認否という部分については、いろいろこの中に書かれておりますけれども、認める部分という部分については、本件許可に瑕疵があったから許可を取り消し処分にしたという部分、それから事務処理として瑕疵があったという、そういう認めた部分という部分がございます。

また、拒否した部分につきましても、当然話の中で否認する部分もございます。その否認する部分については、施設建設の部分について損害を7,857万9,050円、そういうものがあったという部分については否認をしておりますし、また民法709条に基づきます被告に対しての前記損害賠償金7,857万9,050円、こういう訴状、そういう部分につきましては争うという部分で認否というものがございます。

そういうわけで、訴状に対する答弁書の認否におきましては、21年２月６日に請求の棄却を求めて争うというふうにしたものでございます。

それから、２点目の臨時議会補正予算案議決後の処理についてということの中において、和解の成立日というお話がございました。これについては、平成23年３月23日の補正予算議決の後、和解調書に基づき和解金2,750万円を同年４月15日に相手方に支払ってございます。この支払いをもって和解は完全に成立し、今後本件に関しての原告、被告の間には何らの債

権、債務はないということになりました。

和解調書につきましては、平成23年3月22日付で千葉地方裁判所八日市場支部において作成されたものでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 再質問を行います。

先ほど、1点目の公共施設、学校、保育所の関係ですけれども、保育所も56年ということで新耐震基準に基づいた建設だと思えますけれども、それらの工事、建物がほとんど問題ないということであれば、それはそれとしていいんですけれども、滝郷小学校体育館について、耐震関係のどうのこうのというよりも天井なんです。天井であるんですけれども、耐震対応設計だと思うんです、あの建物。それらについて、工事施工業者、年度、設計併せてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 滝郷小学校の屋内運動場につきましては、平成4年の建築で、業者は伊藤工務店です。設計は日野設計事務所でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） なぜ取り上げたかというのは、当時、海上町のとき嚶鳴小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校と3校、日野設計が設計し工事をやっているんです。嚶鳴小学校、昭和61年、新耐震基準適合です。鶴巻小学校、平成元年、滝郷小学校、平成4年。一番新しいんです。それですべてが日野設計。工事は違います。今言われた滝郷小学校については伊藤工務店、その他の学校につきましては違う業者がおのおのやっているんです。当然、耐震基準をクリアした工事に基づいて工事をしたものを、設計が同じ業者の設計、不思議なのはなぜそこだけ傷むかということです。その辺はこれからの調査ですけれども、それ以上のことは言いません。今後改修しなければならないわけですので、その辺しっかりいろいろな角度から見ていただきたいと。多分、我々が見た感覚では、上につつあるものが下に落っこちてきているんです。そういうことを含めて、手抜き工事はないでしょう。でも何らかの形で何か障害があるわけです。同じような形で同じ設計をしたものが、壊れたのは滝郷小学校だけ。その辺修理をするときにしっかりお願いしたいと思います。それについてはいいですから、あとはしっかりやっていただきたいと思います。

2 番目に入ります。財政課長、69億2,583万円の実質は51億円であるということでございますけれども、51億円の中に22年度繰越明許した29億円は入っているんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害救助費は22年度、23年度と継続して実施しておりますので、その分入っております。その入った数字が69億2,583万円であるということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと69億円の災害復旧に関するのがなぜ51億円になるんですか。ちょっと回数も限られてますんで、51億円になぜなるんですかということ。これ臨時議会で私聞いてあるんですね。課長、どういう答弁していますか。例えば仮設住宅等で余った場合には廃棄物処理に使えますかと聞いた中で、足りなくなった場合はそれら支出の段階で流用できますとここで回答しているんですよ。それがなぜここで十何億円いなくなっちゃうんですか、これ。その件お答え願います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一般的に予算の中で、当然款、項が議決事項であって、その下の科目は節ですけれども、そういうところは当然流用できる、そういうお答えを臨時議会のときですから、すべて当時はまだ災害廃棄物の処理が国庫補助金で対応できるということも、全体としては分からなかったところがありました。瓦れきの処分、障害物の除去というのは災害救助法の中でございましたので、そういったところで全体として、実際には処分が10億円の運搬が5億円、大まかですけれどもそのぐらいの数字が組んであったということです。

この前の5月20日にも全協が開かれたと思うんですけれども、そこの中で今回、災害廃棄物の処理については国庫補助金に該当するだろうということが明確になりましたので、その部分は改めて組み替えた。その組み替えた理由なんですけれども、改めて起債を財源手当する必要があった。起債も災害対策債ということで、借りたものに対して100%対応で、それに対して95%の交付税算入がある。その分の手当はどうしてもしなければいけないということがありまして、その数字20億40万円、5月の補正で再計上した。

ですから、時間的な経緯があると思うんです。当然3月のときにはこれだけの大災害、どれだけ金がかかるか分からない。取りあえず災害救助法に基づくものを中心に組みましょうということで、その時点では3款に組んだということがありました。今回はきちんと衛生費

4 款に組み直してあるということです。

ですから、その時点で確かに 3 月補正で繰越明許費の設定も行って、その額ももう議決をいただいた。そして 3 月 31 日に財務規則に基づいて原課の予算配備していますから、そこから繰越明許の申請書を上げてもらって、3 月 31 日でうちのほうが一たん処理をして、それを繰り越す方向でいこうということで、まだ避難された方たくさんおりましたので、その中でどれだけお金がかかるのか分からないという点もありましたから、取りあえずその部分だけはきちんと用意だけはしておく必要があるのではないかということで繰り越した。

今、改めて 5 月の補正それから 6 月の補正を組んでいく中で、やはり組み替える必要があるということで、3 月の時点ではうちのほうの見方が甘いと言えそうところはあるかもしれませんが、少なくとも災害で市民が困らないような形で予算措置をする必要があるというのが大前提であったということでご理解いただければと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17 番（日下昭治） それは分かるんですよ。緊急時の災害だと。それで災害救助法の何条か、その辺をお願いしますね。何条に基づいて。

それと災害だからということですけども、あの時点で私申し上げましたけれども、交付決定通知書がない予算を組んだんじゃないですかと、この間も指摘しましたけれども、交付決定をされない予算を組むということ、市長、お願いしますけれども、市長が決裁しない、担当課が出たもの会計課長、支出しますか。市長、お願いします。

それと課長、何条だか教えてください。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、災害救助法で予算を組みました。それは災害救助法の 33 条に……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） はい、まず災害救助があります。救助に要する費用、これは救助の事務を行うのに必要な費用を含みますけれども、救助の行われた地の都道府県がこれを支弁します。これはまず県がお金を出しますという大前提があります。

次に、44 条になります。44 条の中で、救助の実施に関するその権限に関する事務の一部を市町村が行うこととした場合、都道府県が救助に要する費用に支弁する暇がない。今回はまだ、さきの議案質疑の中でも申し上げましたけれども、県からは交付決定なるものは来てい

ません。じゃあ、交付決定に代わるものがあるのか。すみません、途中で。救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰り替え支弁させることができるということで、要するに市町村が予算を組んで実施しなければいけないということがここに書かれています。

その中で、千葉県のほうから少し遅れて通知が参ったのは、救助費用の支弁等についてということで、これは県の健康福祉部長から出ています。救助費用の負担については、貴職において繰り替え支弁することとなっておりますので、当該費用の支弁に支障のないように必要な予算措置を講じてください。なお、この一時繰り替え支弁された費用は、県が負担することとなりますということで、ちゃんと書かれております。ですから、県が持ちますよということを受けて、うちのほうは県の支出をある程度、最後になれば必要ないかもしれませんが、その部分まで完全にできるだけ見たという状況であるということでございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 交付決定が終わってからでなければ予算は組めないというようなことでありますけれども、今回の大災害、いろいろな部分で国のトップの方々、交付決定をしなくても査定前着工とか、超法規的、ルールを超えてやってもらうというようなことをいろいろな報道機関で発表がありました。そういった中で、各市町長、いろいろな部分で連携を深めまして、そういうことは絶対確約してくれというようなことも国にも県にもお願いしてありましたし、災害時、一番住民が必要である部分、それがルールをきちっとやってからでなければやれないということが、今一番困っているのがそのことだと、私はそういうふうに今理解をしております、この未曾有の大災害でルール、ルール、法だ、法だというようなことが、それは確約がないものはそういうことも言えないと思いますけれども、確約をもって国も県もきちっと約束をしてくれているということであれば、文書で下まで来なくても、それは当然やらなければ、被災者に対して申し訳がないとそんなように思っておりますので、そういった部分で今回もそういった方法になったわけであります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、そういうことじゃない。今聞いているのは、市長はただ担当課から回ったのを、市長が決裁しないのを出しますかということを知っているんです。そういうルールがどうのこうのじゃないんです。その辺、今はっきり答えていただきたい。今答弁になっていませんから、その辺。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 当然そういった平常時のときには決裁がなければ、上がってこなければ。
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 現在はそういうことはやりません。きちっと判こを押してから支出をします。
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） それは予算措置が今とられているということで、それは。
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 決裁をしてちゃんと支出しております。
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 多分そういうことだと思うんですよ。

○議長（林 一哉） 次へ移ってください。

○17番（日下昭治） 次へじゃあ移りますけれども、ただ、もう一点あれですけれども、この関連になりますけれども、県支出金であればすべて100%県補助金として扱っていいんですか。市の負担金なしで。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に答弁願います。
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、県支出金であればすべて補助金として扱っていいんですかというような、その趣旨がちょっとよく分からないんで。
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 全額県ということではないです。少なくともその時点で10億円の金額を一般財源として充てております。一般財源でまず見るべきものというのは当然あります。その中を見た中で、これは災害救助に当たるのではないかとということで判断したものだけ、先ほどの災害救助法に基づくもの、それから県の通知は後追いでしたけれども、そういう状況が過去にもあるということがあつて組んだということです。

ですから、当然その中で最後の災害救助法は、この後で精算業務というのが当然入ります。その中で実際にじゃあどこまでが県で、どこまでが市の分ですというのは当然あります。その中でうちのほうは、およげるだけの一般財源を充てて組んでいるつもりでござい

ます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次の項目へ移ってください。

○17番（日下昭治） 3点目になりますか、今度。じゃあ、廃棄物処理関連につきまして、契約状況について、70社と契約されているということです。契約状況、どのような契約方法をとって70社と契約しているのか、総額でどのくらいの契約を現在まで進められているのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

契約の方法につきましては、単価契約を使っております、それぞれ契約をしております。以上でございます。

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫） 単価契約ですので、出来高ということで。

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫） それは手元にちょっとございませんので、4月分を1回お支払いしてあるだけでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、支出されないでしょう、まだ。なぜ専決するんですか、それ、災害廃棄物。まだ繰越明許した29億円のうち28億円残っているんですよ、廃棄物。款は違っても。そうじゃないですか、市長、お答え願います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろな書類とかそういったものがそろわなければ、契約と言いますか、千葉県産業廃棄物協会、それと県の指導の中で予算の裏付け、書類の整理、そういったものがなければ前へ進まないということを聞いておりまして、それはきちっとやっていかなければならないというような思いの中で、専決をさせていただきました。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 5月6日で専決処分したそのお金、確かに総額として現状繰り越したお金、それから今回組んだお金、あります。ただ、その財源がそれぞれ違います。できれ

ば今回組んだ国庫補助に充てて、さらにその裏負担として起債が認められるもの、できるだけそれで出したいという思いもうちのほうにありました。繰り越し措置はもう既にしてありましたけれども、できれば正規な形で、正規な形と言うと変なんですけれども、できるだけ国のほうの補助が多くいただける形がとれるのでは……。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 日下議員、答弁してから発言してください。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) ですので、その中で今回5月6日に改めて組み直して、国庫補助で2分の1、災害対策債という起債で2分の1組み直した。今、処分についてはここからできるだけ出す方向にいきましょうという形にしてあるということです。

繰り越したお金、なぜ使わないのかということでございますが、それについては災害救助法の中での全体の補助という形で組んでしまっております。処分までが県の例えば資源循環推進課でしたか、そういうところからの話を伺うと、その部分は災害救助法にならない可能性もあるというような、そういう話もありますので。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) 災害救助法はすべて県が支弁するわけです。ですから、災害救助というのは、少なくとも人の命をまず助けるというのがあります。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) ですから、措置したお金を出すよりも、きちんと手続きを踏んだ国庫補助と起債に組み直して出したほうがより確かなものであるということで、組み直したということです。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 大変申し訳ないですけれども、繰越明許費を組み替えるということはありませんと思います。もう繰り越したら、22年度のものなんですから。23年度なら分かりますよ。まだこれから補正なり何なりがあつて。22年度で29億幾らあったもの28億円繰り越してあるんですから、その金はそのように執行していいものじゃないんですか。違うんですか、それは使えないんですか。

それと併せて、県が20億6,000万円支出してくれますというものを、なぜ今度は国庫補助に組み替えて、10億円市債を発行するわけですね、その辺を説明お願いします。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 分かりやすいように組み替えというお話をしたわけなんですけれども、現実には繰り越したお金は今後執行しなくなるであろうという形で残るわけです。今回、新たに5月の補正で組み直したというのが正確に言えばそういうことになります。

それと、使えないものということであったのかと思うんですけれども、ただご存じのように3月は非常に混乱していました。その中で予算を作りました。23日に上げるという段階で、多分臨時議会を開くという協議は、休み明けだったのでその前に協議していると思うんです、議会のほうに。その段階である程度数字をまとめている。その中で、今、災害救助がどんどん行われている。その中で3月31日に繰り越しの手続きをした。そういう混乱した中であって、じゃあ使うか使わないかというのは、その時点で明確に使わないということであれば落としたかもしれません。ただ今回はどうなるか分からないというのがあったのでそのまま繰り越していた。しかし繰り越してしばらく協議をしていった中で、やはりそれは出さなくてもいいのではないかな。しかも災害救助法ではなくて、災害廃棄物の補助要綱、これは同じ厚生労働省ですけども、その中で出せるのではないかなということであって、その部分は、今、当初から説明のように組み替えたと言っているだけであります。

ですから、日下議員のように繰り越したものの使えばいいじゃないか、確かに使えます。使えますけれども、そうではなくてそれは災害救助法の中ですべて含んで作ってしまっていたので、それではなくて今回はちゃんと環境費の中できちんとお出ししましょう。しかも、県費ではなくて国庫補助がかかりますよということであれば、それも見ましょうということでございますから、その辺はご理解いただけないのかなと、ちょっとうちのほうも思うんですけれども、なかなかちょっと。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 質問の趣旨がちょっと私も理解していないところがございます。ただ、聞きたいところは多分災害救助法で県費で100%いただけるのに、国庫補助金になったら2分の1は起債を借りなければいけないんでしょうという、そういうことなんだと思います。それは、確かに災害救助法の中でそこまで認められるかどうか。先ほどお答えしたとおり、その時点ではうちのほうは分からなくて、全部1回に組んでしまったというところ確かにあります。その中で、県のほうの災害救助法は県費が支弁する。それで持っていただければうちのほうは有利だということも確かにありました。

ただ、時間が経過して、災害の仮置き場まで運ぶものについては、確かに災害救助法で対応できるけれども、その先の最終処分へ持っていく分については、災害救助法ではもう対応できませんというような話もちょっと聞こえてまいりました。その辺を確認いたしましたら、よその大きな災害を受けたところ、そういうところでも同じような形でやはり災害廃棄物の補助金で組んで処理をしているということがございました。そういうのが分かったので、今回改めて組み直した。要するに県費で丸々いただけるものではない。

一番最初に申し上げたとおり、災害救助法の費用の支弁については、最終的に精算業務というのが発生します。その精算業務の中でやはり当然認められないものになる可能性は非常に高いものであります。ですから、そういう組み替えをしている。

さらに、10億円の処分費が何で20億円にという疑問もあったと思います。それについては、過去の災害廃棄物の処分の事例も参考にさせていただいたところであります。例えば阪神大震災であるとか中越地震であるとか、ほとんどがやはり事業費トン当たり約2万円前後かかっている。それが今回9万5,000トンまで積み上がっていますから、単純に2万円をかけるとそれだけでも18億円、19億円という数字になるということがありました。ですから、それが適正ではないかもしれませんが、ある程度近い数字になってしまうのではないかと。ということがあって、今回5月6日の専決処分では20億円を組んだということです。

さらに、もう少しつけ加えれば、その災害対策債については申し上げたとおり95%までは元利償還金交付税算入させますよと。要するに災害の廃棄物処理については、冒頭、当初県のほうは一銭も地方自治体の負担なしでやりますみたいな話をしていたわけです。ですが、そういう要望もうちのほうからは県にはしていました。国にもしていました。けれども、それがどうもなかなか実態ではないらしい。だけれども、今の制度として5%負担の中で何とかいけるのかということもあって、そういう組み替えを、組み替えと言うとまた誤解を招きますので、繰り越したものについては使わない方法で今いて、新たに予算措置をし

たというそういう状況でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） どちらが得かというそういう単純な話ではないと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はっきり言いますと、県が認めないといった段階で、そこから出したものについては認められませんから、それは100%市の負担になってしまいます。そうするとそれは損になります。ですから、できるだけ得するように国庫補助と災害対策債という形で組んだということでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 災害関係、最後になりますけれども、例えば。

○議長（林 一哉） 4回目終わっていますので、次へ移ってください。

○17番（日下昭治） 4回目になりますけれども、市長、提案者は市長ですね。3月23日に提案された議案ここに持っていますけれども、災害でごたごたしていたから、私が課長の答弁を理解するのは、ごちゃごちゃしていたからいろいろな精査できない議案を出してしまったと、そのように受け止めたんです。我々はすべてこれ完璧なものと、資料としてはとらえて審査をするわけです。幾らごちゃごちゃしていた、災害だからといって入ってくるのか来ないのか分からないのを組まれて、我々はそれを通しているんです。その辺、これからこういうことはないと思いますけれども、提案者である市長しっかりその辺を踏まえていただきたいと思います。

それと最後のこの災害関係、繰越明許費にした事業、幾つかありますね。谷丁場遊正線についての影響、蛇園排水事業の影響、海上連絡道は用地買収40%済んだということでございますけれども、南堀之内線、谷丁場遊正線、蛇園排水事業等の進捗状況について、これらに影響しないのか、その辺を含めて簡潔にお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のところ影響を極力少ないような状況で、各課長一生懸命頑張っておりますので、このことも旭の発展には欠かせないことでありますので、両方一緒にやれるものはやってもらうということを大前提で、今市政運営をしているところであります。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政的な面からのことをお話しすれば、既にこれらはまさしく事業

でありまして、当初から予定されておったものでございます。それらについては、国、県も事業を認めて進んでいるものでございますので、財政的には影響はしないと思っております。

ただ、人的な面、きのうだれかの回答でお答えした、ちょっと忘れてしまって申し訳ないんですけれども、非常に災害の復旧本数が多くなりますので、その面で少し遅れが出る可能性はあるというような話を、きのうの答弁でもしたと思っています。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは進捗状況ですけれども、南堀之内バイパス、これは用地買収率が70%です。あと、排水に関しては繰り越して執行してございますので、今工事にかかっておりますので、進捗率が全体から言えば、工事を発注して、震災でその工事に関してはストップして、今再開したばかりですので、工事は今これから進めるところでございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では谷丁場遊正線につきましてですが、繰り越しした分につきましては、あくまでもほとんどがJRの関係の工事費でありまして、工事の協議に時間を要したために繰り越したということで、今回の震災の影響とは全く別の問題でございます。

進捗につきましても、用地につきましては91%ぐらい現在進捗しておりまして、これにつきましても24年度末の完成に向けて、順調に進捗をさせていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 順調に進んでいるということでございますけれども、逆に昨日の木内議員でしたね、しました中で飯岡海上連絡道、それらについて40%の土地買収は済みましたけれども、100%に満たない場合には工事もいろいろ取り組めないというようなお話がございました。そういった中で、今後進めていかなければならないわけですが、多分この状態だと虫食い状態で買収されているんじゃないのかと、私はそういう感じがするわけですが、私は建設経済の委員会でも常々お願いしましたけれども、そういうことはできるだけ避けてほしいと、できる範囲で買収したら工事に入ると、それでやむを得ない場合にはどうしてもしょうがないところは何らかの方策を考えるべきではないのかということも提言をしてきたわけですが、その辺は多分虫食い状態だと思うんですが、その辺は

どういう状態になっていますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全線をきれいに買えているということはございませんので、虫食い状態ですけれども、一応県のほうもきのうもお話ししましたように、ある程度買収がまとまらなければ工事費のほうはいただけませんので、虫食いになるべくならないような形で、ある程度スパンを切って買収できるような形で努力したいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃあ、次に移ります。広原地区の排水について。

先ほどお願いしました1点目の浜仙わきを通るあれにつきまして、事業化されて本年度事業を進めるということでございますけれども、これ今まで聞いた中で県のほうから補助金をいただいてやるというようなことなのか、県がやってくれるのか、あるいは県が補助金をいただくということであれば、今年度予算に計上されていると思うんですけれども、どのくらいの予算が計上されているのか。あるいは県がやってくれるのならどのくらいの見込みの予算があるのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 県が幾らあるかはちょっとうちのほうで把握はしていませんけれども、一応この間震災後2回ほど県と打ち合わせをしまして、あの路線は市で直す部分もございますので、道路と側溝を直しますので、また水道課のほうも関係ございまして水道管もありますから、県のほうで今のところ打ち合わせをした中では、県が従前のおり自分で工事をするのか、市の工事がございますので市に負担金を払って市でやってくれということになるのか、それはちょっとまだ打ち合わせ中でございますので、はっきりそれは決まっておりません。ただ、やることは間違いありませんから、仮に県が市に委託されてもそれは市のほうで一色の工事で一体でやりますし、仮にそうじゃなくても県は県でやるような形になりますので、やることは間違いございませんので。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうすると県がすべてやる、委託金で来るかどうか分からないということも含めて、まだ本年度予算には組まれていないということですね。県から来るのを待って工事をするということですから、そういうことじゃないんですか。

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) 県は予算持っても市では入っていないわけでしょう。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 手を挙げて発言してください。質問者が終わってから手を挙げてしゃべってください。

日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) すみませんでした。

県は予算は自分で持っています。市のほうでもこの間に関しては予算を持っていますので、ですから市の分に関してやることは間違いないし、県は県が市に委託するかどうか分かりませんが、県もやることは間違いございませんので。この工事をやる箇所についてはですね。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 今年度中には県も市もすべて問題なくできるということでもいいですね。じゃあ、そういう前提で進めます。

そうしましたときに、やはり当然冠水地域の対象なんですけれども、今まで敷設してきたところへの接続ですよ、県道部分から。一部もうやってあると思いますけれども、県道を横断してありますね。そのときにこっちから行った場合に、今後流末のほうの心配になるんですけれども、その辺はどのようなことをお考えになられていますか。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) 流末ですけれども、平成20年、21年と海匠農業協同組合の東側の排水路の改修をしてございますので、改修する前は多分600ぐらいの水路がありましたけれども、今は1メートルぐらいの水路に替えてございますので、完全に何ともないということではございませんと思いますけれども、改修はしてございますのである程度は大丈夫だと思いますけれども。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 完全でない、完全でないと、そんな場当たりのことを今までやってきたために、こういう現状が起きているんじゃないですか。もう既に十何回ここは工事やっているんです。場当たりのことをやるから結果的にこういうことなんです。その辺を3

機関での協議をしっかりとやってきましたかということを聞いているわけですが、何か協議はしました。しかし、今よりはいいでしょう。これじゃ、先ほどの市長の答弁の中で、やってみてまた何か問題あったらと、やってみて問題があったんじゃないかと、やはりそういった今まで過去十数回やってあるんですから、工事。国から県が委託された事業だと思いますけれども、旧町の時代、旭になっても2回ほどやっていると思うんです、市で。それと県が去年もやりました。そういったものすべて場当たりのやりまして、何のためにやったことなのかなと、全く分からない、我々が。その辺をやはり協議をすべきと、当然そういうものでやっていかなければ、幾らやっても解決できないと思うんです。

それで、先日も平野忠作議員がございましたけれども、実は私も写真撮ってきました。恥ずかしいことに冠水注意ですよ。あれだけのところへ。こういうのを立てて、こんなものは行政として恥ずかしいと思いませんか、本当のことを言って。人家があれだけの、何回となしに提言され、問題解消してほしいと住民から要望を受けて、それで千葉県海匝地域整備センターの看板ですが、堂々とかいこうのを県道に立てている。市として何ら対応できない。その辺どうですか、市長お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのことにつきまして、県との協議という中で、私も1回ぐらいその場に出ましたけれども、県はそこをやって排水は改良されるというような確約をしておりましたし、今その工事をやっている段階の中で、それをもっと完璧にというような部分は、何回かそういった発言もしたんですけれども、これでやってみて、大丈夫だというような県のほうの話もあったもので、今その計画、工事を進行するというふうなことにしております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次の項目へ移ってください。

○17番（日下昭治） はい、分かりました。

市長は完璧なものとしてとらえて工事を進めると、それでよろしいですね。ぜひお願いします。問題がまた発展するときには、即市で何らかの形をとってもらおうということで、はっきり言って、おのおの先ほども冒頭で申し上げましたけれども、土のうを積むんです、雨が降った場合。なぜ土のうを積まなければならないか。雨水はすぐ浸水するんじゃないんです。滞水するためにそこを車が通る、そうするとその車の動きによって波が打たれるんです。それが入るんです。それで本当に困っているわけです、住民。きょうちょっと見ましたが

も、関係者大勢後ろのほうにいたいと思いますけれども、そこで市長ははっきり言って解消できるといことで、皆さんが安心してと思いますけれどもね。

それと1点、課長、角の信号のところの調べていただけましたか、レベル。国道部分とこっち側の県道部分との接続の集水ますの関係。その結果はどうなっていますか。

○議長（林 一哉） 次へ移ってください。もう3回も4回以上質問してるんだから。

○17番（日下昭治） 議長、まだ質問項目残ってますよ。

○議長（林 一哉） 違う、だから次の項目で質問してください。

○17番（日下昭治） 質問項目移ったでしょう。

○議長（林 一哉） いや、移ってないですよ。

じゃあ、建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 先ほどの質問にありました集水ますの関係ですけれども、勾配的にはとれておりますので間違いございません。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） それがこういう協議をされた中の工事したという前提の中での話ですね。これ今こっちに移ってますけど。それはある程度水位を保ったといったときに流れるということですよね。そうでなく完全に今流れていますか。国道のほうへ。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） ああ、そう、じゃあそれ私がちょっと見間違う部分ありますけれども、今後注意して見直したいと思います。

そうしますと、なぜ今まで流れなかったのか。あの県道部分があれだけたまってしまうのか。三川派線はサイホン方式ですよ。それだけでなく国道のわきにある排水路へ流れてれば、多分解消されていると思うんです。その辺が私心配するのは協議をされてないで、おのあの工事をしてきたんじゃないのかということなんです。どうです、その辺、大丈夫ですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 一番当初は、そのこのますのところに柵板が設けてあったような形だと思います。それは何か網戸工区との関係であまり水が来たら困るとかという形で、当初は柵板が設けてありまして、今現在柵板は設けてございません。ですから、今きのう測量した段階では勾配的にはとれていきますので、流れていくと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　じゃあ、そちらはもう大丈夫だと。それで困っているのは、今度新しい浜仙のわきをつくればいいんだと、そういうことだと思います。

じゃあ、3番目ですね、今度。いろいろ、問題は流末が1つということなんです。1か所ということですから、要するに水系の管理も大事だと思うんですよ。その辺の管理を先ほどの中で、どこで管理しているのかということを行ったのか、私が聞き損なったのか分かりませんが、いわゆる仁玉川に流れるまでの管理はどのような管理をして、JRの横断付近ですね。あの辺の管理をどのような形でやっているのか。市でやっているのか、水利組合でやるのか、大利根になるんですか、どこの管理になるんですか、その辺どこでやっていますか。

○議長（林　一哉）　日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　仁玉川の関係ですけれども、管理は大利根の管理になると思いますけれども、詳細な管理は水利組合に委託しているか、その辺はちょっとまだはっきり分かりませんが、川に関しては大利根の管理だと思います。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　ということは、ごみ取りも大利根でやってくれてるんですか、あれは。そうですか。いや、あの1か所流れるところが、ごみすごく流れるんです。そこが管理できなければ幾ら上流から流してもだめなんです。それとJRを横断するところも水量限られているんです。それで上へどんどんつなげて、解決する、解決するということ、だから全く協議されていない、先ほどに戻ってしまいますけれども、協議を経っていないんじゃないのかと。その辺をやはりしっかり関係機関との協議をしながら、どのような解決をするのが一番いいのか。

例えばあそこの辺はいろいろ宅地化に向いてきているんですよ。日本一住みよい旭市を目指しているわけです、市長。そうすると、あのところが宅地になるのはそう遠くない時期になってきてしまうのじゃないか。あるいはそれに限らず仁玉川流域、結構この辺も含めて消防署から国道を挟んで南北側、アクセス道周辺ですね、そういったところが住宅化されたときには、仁玉川の大変な問題が発生してしまうことも危惧されるんじゃないか。その辺はやはり一時しのぎでなく、将来展望見て計画を進めるべきだと思いますけれども、その辺に関してはどうなんでしょう。よろしくお願いします。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 全く本当に地域の住民の方々にとっては大変苦勞しているところでありまして、今回の浜仙のところをやってみて、早急に結論を出して総合的な排水計画の基に、抜本的なことをやっていかなければならないとそんなように思っております。

その計画の中で、どこへどう通したらいいのかという部分は、これから検討していかなければならない部分でありますので、まずは浜仙のところの完成を見て、それから抜本的な改革を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 浜仙のところをやって抜本的な計画見直しと、やはりその辺を市長、しっかり計画をやってほしいというのを求めたいんです。

それとこの問題いろいろ聞かせていただきましたけれども、多分あまり深くいった協議をしてこなかったんじゃないか。おのおの、もう、この場やればこうであろうと、あるいは県がこっちを昨年もやりましたが何の意味もない。道路、側溝をふたをして、深い側溝にするのかなと思ったら、ただふたをただけなんです。あれは何のためにやったのか、我々全然分からない。県がやったからそれで市は関係ないということかもしれませんけれども、やはりそのときに県としっかり協議してほしいということなんです。

それとパチンコ屋がありますね、ダイナムさんね。あのパチンコ屋の排水を受けるところを市で工事しましたね。要するに受けるところじゃないですけども。県道挟んでいるんですけれども。その辺は何のために工事したのか。あるいは県道の側溝をつないでいるのか、その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） パチンコ屋の工事ですけども、それは市ではやっておりません。

パチンコ屋のほうで24条の施工協議という形で申請を受けて、パチンコ屋のほうで工事していると思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、パチンコ屋のほうで県道またいで北側の接続部分までやったと、市で許可をした中で。分かりました。じゃあ、そういうことでいいですけども。

これで最後になりますが、一番問題はやはり先ほども言いました管理もいろいろままならない中で、流末も頼るのは仁玉川、そういうときにはもう限られたものしかできないと思う

んです。

そこで市長、市長にお願いしたいのは、いろいろな関係機関と協議していただきまして、一番簡単なのは大利根用水へ放水するということだと思うんです。その辺はどうでしょう。これから協議を進めるなり、今までやってきたのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 議員さん言われているように、岩井だとか松ヶ谷とか自然に入っている地区もございますけれども、この広原の排水に関しては協議的なものは、海上のときの職員から引き継いだ段階ではしてはいないと。ただ、要するに海上時代には降ったときにはゲートが無断というか、要するに開けていたというような形の経緯はございますので、今後そういったことが例えば大雨が降ったときに、一時的な放水的なもので流せるかどうかは協議していきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 自然に流れるところでないんです。あれだったら写真見せましょうか。本当にいざのときにせき止めるんですよ。それで落っこすと。それは常にやっているわけじゃないですよ。集中豪雨、大雨が降ったときにそういうことをやる。あるいは大坂の、大坂分かりますね、今度連絡道路の計画するところの関係ですけれども、そこははっきり言って大利根へ流れてるんです。だから、その辺がやれというか、やる気がなければしょうがないんですけれども。やはり集中豪雨なり何なりのどうしようもないときだけ、雨水ですから、その辺は市長やっぱり協議する必要はあると思いますけれども。雨水ですから。雑排水じゃないんですから。そのとき一時しのぎに、例えばポンプアップしなければならないと思います。それでパチンコ屋はポンプアップしていますね。毎秒38.2リットルなんです。これは今回このやつにつきまして調べさせていただきました。米本課長が建設課長のときに説明受けたんですけれども、それでいろいろ調べさせていただきました。1万7,000平方メートルある敷地、例えば100ミリ降ったときに12時間半くらいで放流できると思うんです。私の計算からいくと。それで計画地、広原地区の冠水地域、たしか3.7ヘクタールだと思うんです。三川派線を計画したときの当時のこと、広原地区と蛇園への合わせて6.7ヘクタールだと思いましたけれども、広原地区のみだと約倍なんです。冠水地域、計画をして、どうしようもない地域を解消したいというの。例えば1.7ヘクタールのパチンコ屋の敷地をポンプアップ

で強制的に流せるんですよ。そういったところ、例えば3.7ヘクタールのところであれば、約倍。この倍を処理すればいいんですよ。同じ要領で毎秒38リットル放流できるのを同じ量降ったときに25時間やると3.7ヘクタール大根でも何でも放流できるんです。だからそういうことを無駄な玉突きのことをやらないで、やはりそういうことも一つのことを考えてやるべきじゃないですか。それが一番経費もかからないんじゃないでしょうか。市長、その辺どんどん進めていただきたいと思いますけれどもどうでしょう。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員に申し上げます。残りの時間はあと5分でございますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろ技術的な部分はあるかと思います。ただ、公式的に大根用水へ排水をさせてくれと、公式で市が言った場合に果たしてどうなのかという部分も心配はしておりますけれども、極力大雨の時期、豪雨のときだけでもポンプアップで排水させてくれというようなお願いはするつもりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしく申し上げます。できるだけ早い解決を皆さんが望んでいますので、これやったら次また考えますでなくして、一番手っ取り早い解決方法が一番求められております。長年かけてきてますので、よろしくお願いします。

じゃあ、シンフォニックに移りますけれども、この辺は高橋議員もこの後の質問にあるようですので、簡単に質問させていただきます。

シンフォニック、許可をする時点での調査不足でなかったのかなと私は思うんです。何か所のうわさはあった中なんですね。

それと国家賠償法に基づけば重大な過失でないということですが、一つ公務員法がありますね。公務員法に基づきますと、地方公務員法30条にありますね、サービスの根本基準、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。全体の奉仕者であるということなんです。これは憲法15条にも決められていると思いますけれども。そういったものをあまり調査をしないでやってしまった結果、賠償責任を負うわけです。であるから、当然今までも求償権というのは、市長の権限でやるかやらないかは当然出てくるとは思いますけれども、そういうものについてやはり考えるところもあるんじゃないでしょうか。あるいは今後住民監査請求等

を受けた際、住民監査請求だけならそれだけのことでないと思いますけれども、住民訴訟があった場合には、議決をした議会も責任になるわけです、一端を。市全体の話、市長でないですよ、今度。その辺で、当然市長は考えは変わらないと思いますけれども、改めてその辺、今のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公務員法と国家賠償法というような部分でお話がありました。確かに公務員でありますので、全体の奉仕者ということは紛れもない事実であります。そういった中で、それぞれ最大の努力といいましょうか、そういった部分で仕事はしているものと思います。

今回、シンフォニックの件でありますけれども、たまたまそういった知識不足といいましょうか、早急な決断の中でやってしまったということに対しまして、個人的にはそういった瑕疵があるのかと、そんなように思いますけれども、そのことに賠償責任まで追及できるのかどうかという部分は、私は求償権を持たないとそんなように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） それでもう既に和解のほうは成立しておるということは、先ほどございましたので、これらについてはあと時間も限られていますので、次に進みたいと思いますけれども、市長の政治姿勢の1点目、通年計画に対していろいろ災害復旧事業等の重要度ということでございますけれども、昨日もございましたね。時間もございませんので1点に集中させていただくのは、その辺もどうなのかなと思いますけれども、市長、市民体育祭と道の駅は市長の思い入れをもってやっていると。それ以外私は今までの計画どおりだと、それだけ市長思い入れがあって、例えば実行委員会が決めてくれましたと、昨日たしか実行委員会のほうで実施に向けて決定していただきましたということですが、それは当然市長の思い入れをもって実行委員会が受け止めたということでよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 第1回の市民体育祭を計画したとき、これも議会でもいろいろ予算のときに議論もありました。私は私の考えの中で、合併後5年経過したわけでありまして、その時点でまだまだ本当に一体感と言いましょ、1市3町の壁と言いましょ、そう

いった部分があるのかとそんなように自分なりには思っておりました。そういったことを少しでも解消できるためには、やはり大勢が、旭全体が一堂に会して集まって何か交流を図れる、そういったものはぜひ必要だというような思いの中で、第1回目の計画をしたわけでありまして、その中でも各区長さん方には大変お骨折りをかけたわけでありまして。しかし、この骨折りをかけるということが、1つにはやはり意思の疎通、全体の150に及ぶ区の皆さん方の交流、区長さん方がとにかく大変な思いの中でやったという事実は、少しは心の扉といいましょうか、そういったものが、きずなができたのかなとそんなように思っているところでありまして、私は今回の震災におきまして、元気づけそして前向きなそういった部分の中では、やはりスポーツか祭り、それが一番早く元気づけられるのかなとそんなように私自身思っております。それは信念と言いましょうかそういった部分でありますので、このことはぜひやってほしい、そういった思いの中ではおりましたけれども、実行委員会の中では相談に來られました。來られた中で、そういった部分で話をしたことも事実であります。しかし、1回をやって今回震災があつてやめる。そういうような選択は私の中ではできませんでしたので、ソフト事業の中でそんなにも大金、大金は大金ですけれども、市民の一体感を作るためその費用を使わせていただくということは、私は私なりでそういった思いでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これ最後にしますね、もう時間も限られていますので。

いろいろ今までお聞きしてきた中で、事業の見直しはたしか先ほど来、昨日もそうでしたけれども8,000万円くらいの見直しがあったということでございますけれども、やはりこの辺は大幅に見直しできるところはどんどんやるべきところがあるんじゃないのか。例えば見直しをすべてやるんじゃないかと、今後これはもう少し先送りをしようかというのはそれも見直しだと思ひんです。

同じ県内でも被害がございました浦安市のほうの記事が実はあるんですけれども、6月議会で浦安市長は33事業を凍結した。そして復旧費に60億円を計上したということでございますけれども、その中には例えば運動公園、陸上競技場整備だとかそういったものはもう凍結してしまつたんです。やっぱり不要不急と。そういったものは幾ら市民が潤う、心が通うというかもしれませんけれども、やはり今やらなければならない事業それと送つてもこれは市民が理解できるなという事業、いろいろあろうかと思ひんです。ぜひそういうことは、これからでもまだ遅くないわけですから、やはり市長はできるんですから、我々はできませんけ

れども、市長の権限でいろいろな角度からできるわけです。だから、それをしっかり見直してほしいと、市民の皆さんがそういう要望を、求めているんじゃないかと思うんです。細かなことを言うわけじゃないんですけれども、やはりそういった災害時ですので、いろいろ議会に出る費用もあたふたした災害時だったということもあるわけですから、もう少し、これからでも遅くないと思いますので、ぜひその辺をもう一度見直しするじゃなく、そういうものを含めお考えいただけることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １時 ０分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（１０番 向後悦世 登壇）

○１０番（向後悦世） １０番、向後悦世です。

東日本大震災において死亡された皆さんには心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されました皆さんには心よりお見舞い申し上げます。

平成２３年第２回定例会において一般質問をいたします。

例を見ない未曾有の大災害を受け、間もなく４か月になろうとしています。現在でも被災された市民の皆さんは大きな不安と恐怖でいっぱいです。市長の対応にも大きな不満を持っております。そこで、市長さんにはさらにリーダーシップを発揮していただき、１日でも１時間でも早く復旧、復興を願うものであります。

質問は６項目、９点について質問を行います。

１項目め、東日本大震災後の対応について。

（１）対策本部について。対策本部の設置は何時何分か。対策本部の初会議は何時何分か。

対策本部会議終了時間は何時何分か。どのような災害対策を指示したのか。いいおか荘へ行った理由を市長にお伺いいたします。

(2) 各課の対応について。市長は、各課に対しどのような指示をしたのか。市長の具体的な指示の内容をお伺いいたします。

(3) ボランティアの設置について。市長はボランティアに対してのより効果的な活動ができるように考えたことがありますかお伺いいたします。

2項目め、災害見舞金等について。

(1) 市長は計画どおり支給が進まなかったことと5月12・13日あたりに窓口でトラブルが続出したことについて、どのように考えていますかお伺いいたします。

(2) 災害義援金について。当初、義援金の取り扱いや対応に問題がなかったか、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

3項目め、公共施設の被害について。

(1) 市の構築物の被害調査について。市長は被害調査の結果を見てどのように考えているのかお伺いいたします。

4項目め、災害ごみ処理について。市長はどのような決定、指示したのか。市長は瓦れきの分別に当たっている作業員の環境について考えたことはありますかお伺いいたします。

5項目め、今後の災害復興について。5年で復興する計画の予算規模、年度別に市長の考えをお伺いいたします。市長の胸の内で考えている復興予算規模、最小から最大までどのように考えているかお伺いいたします。市長の目指す安心、安全のまちづくりに要する予算規模をお伺いいたします。

6項目め、飯岡中学校建設について。建設のスケジュールをお伺いいたします。

以上で1回目の質問は終わります。再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後議員の一般質問に答弁をいたします。

すべて市長ということでもありますけれども、詳細な部分、数値的な部分は担当課のほうが詳しいということでもありますので、担当課に説明をさせます。

まず最初に、東日本大震災の対応について、対策本部の設置あるいはまた決定事項についてのお尋ねがありました。お答えをしたいと思います。

対策本部は2時46分、地震発災後直ちに対策本部を設置いたしました。3時ぴったりであります。そしてまた緊急に対策本部会議を開きまして、これからの対応について指示をいたしました。

対策本部会議を終わった後、一番今回の津波で心配をしておりました飯岡中学校といいおか荘、公共施設がありまして、その部分の津波に対するものはどのような状況になっているのかというような部分で、対策本部会議を終わってから視察に行きました。そのような状況であります。

対策本部での指示ということでありまけれども、決定した事項ということで主なものを申し上げます。

震災発生後直ちに対策本部を立ち上げ、防災計画に基づき住民避難誘導、避難所の設置について指示をいたしました。

翌日以降は、被害調査の実施、避難所の運営、ライフライン等の復旧、応急復旧対策、瓦れきの処理及び集積場所の決定、自衛隊の派遣及び計画停電中止の要請、仮設住宅の設置要望、見舞金等による生活支援など、早期復旧並びに被災者の生活再建支援体制に努めてまいりました。

そしてまた同時に、被害状況またいろいろな情報を共有するという意味から、毎日7時から対策本部会議を開いたところであります。

各課の対応については、災害対策本部長として担当を決めまして、食料等の調達は農水産課、飲用水や物資の確保を商工観光課、避難所の運営を保険年金課に対し指示し、早急に適切な対策を講じるよう指示をいたしました。

また、被害は甚大で経験のない災害でありましたので、被災者への支援を迅速に対応するため、被災者支援室の設置も行っていました。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 詳しい時刻については担当課のほうから説明をさせていただきます。

今後の災害復興についてであります。これも何人か皆さん方にお話を申し上げました。災害復興計画を今策定に向けて準備を進めているところでありまして、これはいろいろな方々のご意見、そしてまた専門家の方々の意見も聞きながら、一番被害が大きい飯岡地区の被災者の今後のいろいろな部分でのご希望等も聞きまして、復興計画策定に向けて早急に進めていきたいとそんなように思っているところであります。

ボランティアの設置についてでありますけれども、ボランティアが社会福祉協議会そして

県の社会福祉協議会ですか、そこの方々が旭にボランティア受付所と言いましょか、そういったものを作っていただきました。大勢の担当に皆さん方に大変なお骨折りをかけたわけですが、資料にもあるようにボランティア総勢通して8,000人くらい旭へ来ていただいたわけであります。

その中で、何回も私も言ったわけでありますけれども、一番スムーズにいかなかったのかと思うのは、やはり受付の窓口が少なかった。当初は2か所か3か所くらいでありまして、受付を済ませるだけで3時間くらいかかった。そんなような中で、本当にこれは改善しなければならぬと。

そしてもう一つには、やっぱり現地の人が受付あるいは誘導、本当にボランティアをしてもらいたいという方々を把握しておいていただくということが必要なのかと。そんな中で、本当に地元の人の協力というものをもう少しあったらよかったのかとそんなように今思っているところであります。今後はそういった部分、今後、そういうことはないと思いますので、ボランティアの設置がもしあるとしたら、そういったことは十分に注意していきたいとそんなように思っております。

2番目の災害見舞金ということでありますけれども、災害見舞金の中で窓口でトラブルがあったということは、私のほうで聞いておりませんので担当のほうから申し上げたいと思います。

災害義援金ということでありますけれども、義援金は原則として被災者に全部配るというような思いで、当初からいました。今、義援金と復興支援金というような形でいただいているわけでありますけれども、復興支援金につきましてはふるさと納税のような形で今預かっているわけでありますけれども、これも基金に組み替えるのかまた後で9月議会か何かでみんなに相談をしたいとそんなように思っております。

義援金については、県でもきょう発表になったようでありますけれども、第2次配分ということがされるようであります。そのときになって、今旭に残っている部分をどうするのかということは、これから決定していきたいとそんなように思っております。

公共施設の被害についてでありますけれども、構築物の被害調査について、その結果でどのように思っているのかということでありますが、一応公共施設は国、県の補助が得られるということの中で、査定前着工できるのかできないのかというような部分も、本当にいろいろな部分で聞いたわけでありますけれども、災害支援法といいましょかそういった中できちっと査定をしてからでなければ補助の対象にはならないというようなこともありまして、

それを道路は6月10日ですか、公園はその後でありますけれども、きょう、農水産業のほうの査定があるというようなことも聞いておりますし、査定してから急いで復旧にかかってくれというようなことを指示しております。

災害ごみの処理についてでありますけれども、災害ごみ、本当に大変大きな数字が集まったわけであります。6か所で9万5,000トン、当初10万トンぐらいを見通していたわけですが、ほぼその数字で推移するというようなことでありまして、これから処理について本当に密接に県と産廃協会と相談をしながら対応していきたいと思っております。

最後に、飯岡中学校の建設についてでありますけれども、今後のスケジュールにつきましては、飯岡西部地区土地改良事業の進捗と並行して進めていきたいと思っております。当然でありますけれども。本年度は許認可事務である農振除外申請の事務手続きに入っておりますとともに、農地転用申請の準備、開発許可申請の準備及び実施設計を予定しております。これらの許認可事務を経てから契約事務に入ることになりますので、工事の着手は平成25年3月を予定し、新校舎への移転は平成26年9月ごろになるものと見込んでおります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(渡辺輝明) それでは、市の災害見舞金についてお答えいたします。

旭市単独の災害見舞金の支給につきましては、本市に住所がある世帯で、世帯主または世帯員が所有し、かつ居住する住宅が被害を受けた場合に災害見舞金を支給することとなっております。

災害見舞金の支給に当たっては、本市に住所がある世帯でも賃貸住宅などにお住まいの方については対象外であるということから、厳格に審査いたしました。その結果、被害に遭った家屋が世帯主または世帯員のものと判断できないもの、また振込口座の名義人が世帯員と一致しないもの。被害に遭った家屋が住家と判断できないもの等多数ございまして、確認作業に時間がかかり、被災者の皆様に大変ご心配をおかけいたしました。

政務報告でも申し上げましたとおり、6月10日現在で2,767世帯に災害見舞金の支給を行いました。現在でも受付は行っており、遅滞なく支給を行えるように進めておりますのでご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(林 一哉) 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは1点目の災害対策本部でありまして、第1回目の災害対策本部、先ほど3時というお話をしました。それが第1回目の会議でございます。

それから、第2回目の本部会議につきましては、各班が調査をいろいろした後において20時に第2回の災害対策本部を開いております。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 今申し上げました3時に第1回の会議を行いまして、そのときに住民避難誘導、避難所の設置等を本部長が指示をしました。その時間については大体10分ほどで、それぞれが担当の職についたということでございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは5番目、先ほど市長にということで、今後の災害復興計画、5年の事業と予算規模、最小、最大、この件につきましてご回答申し上げます。

きのうも何度かお答えしております。災害復興計画につきましては、今方針を定めておるとこのような状況でありますので、被災者の生活再建をまず第一にと。それで都市基盤の再生、災害に強いまちづくり、地域経済の再興を基本計画にして、計画の策定に向け今準備を進めているところであります。

それから、予算規模の話がございました。復旧事業と復興事業というふうに分けてお答えしたいと思います。

復旧事業につきましては財政課長が何度かお答え申し上げますけれども、69億円強という数字と実質額としては51億円強の、この数字を何度かもう述べております。

復興事業につきましては、これから具体的に関係各課と十分協議をして、どんなものをもって復興事業とするかというのを詰めていきますので、現段階では申し訳ございませんが具体的な数字は申し上げることができません。ご了承お願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後議員、発言するときには手を挙げてください。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ再質問いたします。

市長は私の前で対策本部を設置しなくちゃならないな、あまり遠くないところで市長室の近くならどこでもよいから、スペースを確保するように空けておいてというような話もちよ

っとしていました。被害状況を見てくると私に言って出かけたじゃありませんか。忘れましてか、そのとき既にもう3時は過ぎていましたし、対策本部の看板も簡単にいいから作っておくようにというような話もしていました。対策本部の設置は帰庁後のはずです。いち早く対策本部を設置すべきでなかったのかと自分は思いますが、答弁を願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 時間的なはっきりした数字は分かりませんが、向後議員と会ったときには、おそらく対策本部は1回終わっていたところだと、そんなように記憶しております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、何で私の前で対策本部設置しなくちゃならないかなんて話してたの。やっぱり何か疑問点がいっぱい生じてきます。自分が下りていくとき、対策本部も何も看板も、会議やった、じゃあどの課長と協議した、協議内容をお答え願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 看板はすぐには作らなかったと思います。しかし、課長には全部対策本部会議をやるからということで、すぐ即座に連絡をしたつもりであります。秘書課長を通じて全部対策本部会議をやるからということでやったと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） やるからと連絡しただけでは対策本部を設置したということにならないでしょうよ。会議やるからと連絡しておいてくれということでは、対策本部会議やっていないということじゃないですか、3時に。何でこんなでたらめな、それこそ資料を作成するのか。自分にはとても理解できません。市長は被害状況を見てくると私に言ったのは、もう3時半近くになってました。そのときに対策本部も設置しなくてはならないなと言ってましたよね。しなくちゃならないと、私はちゃんと話聞いているんですよ。一緒にいたじゃないですか。その件について答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、向後議員さんからの質問に対して、市長

から秘書課長にという話が、当時秘書課長は私でございましたので、時間を追って申し上げたいと思います。

2時46分、これは震度5強の地震が発生した時間であります。津波警報は2時49分、これはもちろんご存じだと思います。3時に災害対策本部の設置を私が市長から指示されまして、設置は3時であります。先ほど市長が言ったとおりであります。ところが市長は、市内の状況確認をしたいがために、それから現場に向かったわけでございます。特に中央から矢指、飯岡方面、津波警報が出ておりましたので飯岡方面を回って、飯岡中学校へ行って、いいおか荘に向かった。その間に3時14分に大津波警報に今度は変わったわけです。きのう消防長が言ったように3時50分ごろ大津波が来襲ということであります。

向後議員さんは、じゃあ何時に会議が始まったんだというところが、先ほどありました。先ほど市長が言ったのは災害対策本部設置は3時で間違いございません。会議の時間は16時40分が第1回の災害対策本部会議の始まった時間でございます。その日は2回会議を行いまして、夜8時に被害状況をもう一度知りたいということで、20時00分に第2回災害対策本部会議を設置したと、このように私の記録の中には残してございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、これは対策本部作ってくれと秘書課長に言ったかもしれません。だけれども言ったらできた。頼んだって忘れてしまうこともあるわけです。自分は下りていくときに見たら、各課長らの何のそういう動きもないし、市長と下で話ししたのは3時15分ごろです。20分になっていたかも分かりません。何か知らないけれども、旭の災害状況や何か資料を見ても、何か資料がちょっと狂いが生じているなど。やっぱりこういうものは公文書なんだからちゃんと厳密に出していただかないと困ると思います。できてないでしょうよ、対策本部設置が。

(発言する人あり)

○10番（向後悦世） そう、じゃあ設置の時間じゃないでしょうよ。こんなおかしいことをやっていたんじゃ、それこそ避難途中で流された方もあれば、両親を避難させて自宅へ帰り、自分が波にさらわれた方など、まさしく地獄のような状況で被災者は大混乱の状態なんですよ。やっぱりそういう対策本部設置の時間がないんでしょうね、厳格に公表していただきたい。それについて市長答弁を願います。何の会議も何もないでしょうよ。指示、指令も。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 3時に対策本部を設置したほうがいいというようなことで、3時に設置をしました。そしてまた、記憶の中で先ほど言った言葉が、すぐ会議をやったということで答弁をしたわけでありますけれども、各課長も指示をしまして、すぐ来られないというような部分もありまして、実質的には4時40分に第1回の災害対策会議をやったということであります。そのところは時系列的な部分で、本当に慌てふためいていまして、時間的なことはよく記憶しておりませんが、いち早く災害対策本部を開いて各課長を呼んで、それから指示を出したということは紛れもない事実でありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、対策本部の設置時間は4時40分ということになるんです。
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後悦世議員、今、企画政策課長から説明がありましたので、4時40分と8時に開催したということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○10番（向後悦世） だけどねえ、対策本部設置が今市長が3時と答弁されました。だけど、市長は2時46分に大地震が発生し、そして対策本部を設置してくれと言ったかもしれません。言ったけれども課長は集まらない、実際に会議開いたのは4時40分。これが対策本部設置じゃないですか、厳格に言えば。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） じゃあ、それはそれでよろしいです。

じゃあ市長がいいおか荘へ行ったわけをお尋ねいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長が自ら情報収集をする必要があったのか。当然、対策本部で陣頭指揮をとる立場でないのか。どんな災害状況を見てきたのか。例のない災害の中で、職員の皆さんはよく頑張ってくださいました。自らも被災されながらも、我が家を顧みず職務に専念された職員の皆さんには、市民より高い評価をいただいているのも事実です。しかし、市長の適切な指示があれば、より効果的な支援ができたはずだと思います。市長はどのように思いますか。お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、指示はしまして、課長もいろいろな仕事の状況もありますし、とっさにすぐ対策本部まで集まれなかったというようなことは事実でありまして、その間に私自身が状況を把握してこようというような気持ちになりまして、飯岡海岸地帯に出向いたわけであります。まだそのときには大津波はまだ来ておりませんでしたし、第一波が来たくらいの程度でありまして、そういった状況の中で把握することも大事なのかなと、そんなような思いの中で海岸地帯をずっと行っていいおか荘まで行きました。そういうことでありますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手して質問してください。まとまって質問しないと、ぼつぼつやっているのとまとまりませんので。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ（2）の各課の対応についてに移らせていただきます。

きのうの佐久間茂樹議員の一般質問でもありましたが、防災無線の放送に問題はなかったか。避難していて帰ったところを津波で被害を受けた人たちも多くいます。

以上を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 防災無線というお話がありました。先ほど申し上げましたけれども、災害対策本部の設置、3時にしまして、その後に大津波警報が3時14分に出ました。それについては防災無線の中で放送しております。その後3時17分、旭市消防本部から今度は大津波警報の放送をいたしました。3時24分、これについては役所のほうから地震、大津波警報、避難のほうの放送をしております。3時29分には同じく市役所のほうから繰り返しという部分で放送をしております。そういった放送の回数をトータル的に見まして、市のほうで津波警報に対しては3回、消防本部は2回、Jアラートについては2回、避難放送につきましては市のほうで13回を放送しております。そのうち3時41分から4時44分までの間に10回の放送をしております。そのほかにも広報活動ということで、市のほうで1回、消防本部のほうで1回を実施しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） それだけ多くの放送をしたということではありますが、私も4時前後に飯岡中に約15分余りいました。その間1回も防災無線は聞こえませんでしたし、東町、波止崎、西下町、あの辺にも30分いました。1回も防災無線は聞こえませんでした。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） この対応がもっとしっかりとできていれば、死者、行方不明者、犠牲者、かなり減少できたと思います。市長、この時間にどこをほつつき歩いていたのか。本当にそれこそ家族亡くなった家族なんかは気違いのように瓦れきの中、けがするのもしらないで探し回っていた状態です。だから、私、市長は対策本部で陣頭指揮とすべき立場じゃないのかと、こういう質問をしているんですよ。この防災無線のあり方について、市長、答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） まず最初に、ここは議場でありますので言葉を少し選んで質問をしてもらいたい。ほつつき歩くということは何もしないでそこらを歩くというようなことだと理解をしておりますけれども、そういった言葉もきちっと注意しながら質問をしていただきたいと思います。

対策本部にずっといればいいというような部分で、私は理解をしておりませんので、まだ4時15分は津波が第1波が来るという大津波警報に変わってすぐのときでありましたので、状況を把握するということも一つの大事な仕事なのかということで行ったわけでありしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ただいまの言葉、ほつつき歩くという表現はちょっと失礼だったかもしれません。ただ、16時40分、私も波止崎の海岸にいました。市長も2波、3波と小さな波が押し寄せてくるのを確認したと、同じ時間に市長と話ししてて海岸にいたんだと、もう少し市長もいいおか荘にいたら大津波に飲まれていたと、話ししてます。何で16時40分に対策会議ができるんですか。答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 4時40分まではいませんでした。飯岡中にいたのは4時20分まで飯岡中のわきにいました。それで帰ってきました、帰ってきてすぐ対策本部会議を開いた。そのよ

うに理解をしているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、だから忘れたんですか。いいおか荘の前で津波見て、第1波の後小さなのが何波か押し寄せてきているのを確認したと、あの後だなど。それはもう私の携帯に写真撮ったのが全部時間が出ています。市長と話ししたのもこの部分だと。証拠もあります。そうすると今の答弁の内容見ると、4時40分にじゃあ市長不在で対策会議やったのかということになるんですよ。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） じゃあ、正確な部分を教えてください。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） また、当時の秘書課長ということで答弁させていただきたいと思います。

これは間違いなく4時40分には会議を始めていました。先ほど市長が言ったように4時20分までは飯岡中学校にいました。そこから車で帰ってきました。私すべて一緒だったんです。ですのでこれは何度も繰り返しますけれどもそんな時間。一番大事なことを先ほど言い漏れてしまったんですけれども、各課長に集まってもらおうというのは、いなかったとか都合悪かったとかじゃなくて、その間に全部状況確認をしてこいという指示が私が得まして、課長に伝えたわけです。その時間があつたがため、市長が私もじゃあ外へ出て見てこようじゃないかということで出たわけでありまして。戻ってきたのは4時40分までには戻ってきて、4時40分に会議を開始した。確かに私はこれを手帳によく書いてございますので、今それを述べただけであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員、次の項目へお願いします。ボランティア。

○10番（向後悦世） じゃあ、3番目のボランティアの設置に移らせていただきますが、説明や時間が合わない。やっぱりちゃんと不信感抱かれないような役所の姿であるべきだと思います。防災無線にしても自分は車から降りて歩いていた時間、約40分や50分あります。その間も1回も聞いてません。飯中、波止崎。課長答弁では防災無線にも問題はなかったと答弁しています。現場の確認が全然とれてないじゃないですか。答弁では問題ないと。これはこれでじゃあ次に移らせていただきます。議会の規則ですので。

（3）ボランティアの設置について。市長はより効果的な支援を、どのような団体、委員、

職員の範囲で指示したのか、これの部分をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ボランティアもぜひ受け入れてみんな手伝ってもらわなければならないなどというようなことは、対策会議の中で何回も何回も私のほうからも課長らに指示をしました。ただ、それが県の赤十字のほうから、対策本部設置してから1週間ぐらいになって、県から応援に来るというようなことの中で、県の赤十字のほうに任せたとというようなこと、受付を任せたとということでありますけれども、その受付の窓口がやや少なかったもので、受付の事務が保険の問題とかいろいろな部分があって時間がかかったということの中で、もう少しスピーディーにできないのかなというようなことの中で、地元の人が協力してもっと一緒になってやってくればよかったのかと、そんなような今反省を持っているところであります。そういったような状況でかなり何回も出向いていたつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 旭の被害状況の一覧や何かを見ますと、市外ボランティア、約8,000人ということですが、この数字に出てきていないボランティアがありますね。そういう方について、中には仮設ができるまで通して頑張っていたボランティアもあります。こういう本当に毎日自分の職を捨てて、何か月という、約3か月間、こういう人の数字が出てこないのは、市長どういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） ボランティアセンターの設置についてお答えします。

ボランティアセンターの設置につきましては、被災後の3月15日に立ち上げました。こちらのほうは社会福祉協議会のほうが担当しておりまして、3月31日までセンターのほうを運営していたということでございます。この間登録された方が7,573人、それから依頼されたほうが569件という形で、災害ボランティアセンターで把握しているのがこのような状況でございます。

先ほど議員さんがおっしゃったようなご親戚とかあるいはご友人等でのボランティアのほうに関しましては、直接そういう組織を通らないものですから、私どものほうでも聞いていないというのが実情でございます。

ご指摘のように、災害当初につきましては大勢のボランティアの方が旭にお見えになりましたので、なかなか受付がスムーズにできず、特に保険の問題あるいはグループでの行動という関係がございまして、それが今回の反省点であると思います。赤十字奉仕団の方とかそういう方もそういう面でやっていただきましたのは事実でございます。

今後そういうボランティア活動につきましては、天候の問題等、あるいはボランティアの参加希望と受け入れの問題等がミスマッチする等難しい面がございますけれども、社会福祉協議会等と連携を図りながら、スムーズなボランティア活動ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 私が聞いている内容とは全く違って、私は市長に災害ボランティアに載っていない方について、市長がどのように考えているかというようなことをお尋ねしたわけです。これで課長が答えてしまうと、私が自席で3回しかできないんで、それこそ対策本部について設置時間とかの部分でも、質問がちゃんとした回答がもらえないで終わってしまうことがありますので、なるだけ市長さんが答える範囲はしっかりと理解して答えていただきたいと思います。

以上の点、市長、答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今現在のところ、市外からボランティアセンターを通じて来た方々は数は掌握しておりますけれども、市内のボランティア団体数多くありますけれども、一番大変だったのは消防団でありますけれども、消防団、赤十字奉仕団あるいはまた保健推進委員ですか、いろいろな団体があるわけではありますが、トータルした数字は今把握しておりませんので、各種団体長とか事務局に連絡をしまして、どのくらいの人数が今回の大震災に応援をしてくださったのかというような部分を、これから掌握していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあしっかりと掌握して、一生懸命、災害復旧に取り組んでいただいたり、被災者支援に取り組んでいただいたりしているわけですから、市としてもボランティアの皆さんの心を大切にしていきたいと思います。

大きな2点目の災害見舞金等について移らせていただきます。

市長は見舞金等の支給についてトラブルは聞いていませんということでしたが、5月12、13日、この前後です。課長が代わる前ですから5月13日だったかな、市長に相談に行ったら、市長もなるだけ緩和して支給するようにということだったんです。

また、こういうトラブルが起きた原因は、窓口のほうから被災者に支給されるから出向いてくれと要請があつて出向いた。それでもって何かトラブルになったみたいで、市長に異議申し立てをするというような部分で窓口でお願いしたら、市長が公務のためお会いできないと。じゃあお会いできる日に会社を休んで、市長の時間に合わせて来ると、そういうトラブルもありました。やっぱり被災者の気持ちをできる限り尊重したような窓口対応が必要じゃないかと、自分は感じたもので今回質問しています。これは言うだけ言いましたんで、次に移らせていただきます。

災害義援金に移ります。市役所に義援金を持参した人が、これは大体、日にちは3月15日前後のことです。市がたらい回しのような対応のあり方であったと、市民の善意を打ち砕く対応のように私も話を聞いて思いました。親切さが足りない。市長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 3月15日ごろと言いますと、震災があつて間もなくで、本当に心温まる好意を持ってきていただいたことに対し、たらい回しをしたというようなことであれば、本当に申し訳なく思っておりますし、義援金の受け付けをどこでやろうとか、いろいろなところはまだはっきり決定をしていなかった部分であったのかと、そんなようにも思いますし、その方と向後議員が親しかつたら、後で謝っておいていただきたいとそんなように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、決定していなかったからそういうあっちへ行かなければならない、こっちへ行かなければならないというようなことが生じたというようなことなんで、自分もそういう旨伝えておきますけれども、対策本部がもっとしっかりしてそういう部分も指示が出ていればこういうことはないと思うし、結局、対策本部の決定事項がしっかりとできていなかった。副市長も3月は役所が混乱していましたと私にも言いましたね。その元はやっぱり市長の指示、これが一番大事だと思いますので、また今後の災害復興についてしっかり適切な指示をしていただきたいと思うものであります。

3 項目めの公共施設の被害に移らせていただきます。

市の構築物の被害調査についてであります。市長は市内の被害状況の調査結果を見てどう思いますか。お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） このことにつきましても、先ほど登壇してお答えしたつもりでありますけれども、またご質問がありましたのでお答えしたいと思います。

担当課より公共施設の損傷、被害状況を聞きました。先ほども申しましたように公共施設、国、県の補助をいただけるというような部分がいっぱいありますので、いろいろ国、県とも問い合わせながら、査定前に修繕できるようにしてくださいというようなお願いを何回もしていたわけでありまして、それはあくまでも基準ということは変えられないというようなことの中で、査定を待つて復旧をしようということになったわけでありまして、その査定が道路は6月10日、公園などは6月17日ごろ、農業施設はおそらくきょうあたりが査定に入っていると思いますけれども、そういった部分で査定をしてもらわなければ国の補助事業の対象にならないということで、少しは私どもも本当にジレンマと言いましょうか、そういったものは感じたわけでありまして、きちっとそういったものが査定ができれば、一刻も早く修繕に取りかかろうというようなことで打ち合わせしてありますので、今後スピードアップしてそのことについては対応していきたいとそんなように思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 私は被害調査結果を見ますと、日の出保育所は当初6億円、これが現在見ると1億5,000万円、被害額が。公園施設、これが当初は9億2,358万円、今現在だと3億7,963万円。だから保育所施設は約4分の1になっているわけです、被害額が。公園施設は約3分の1になっているわけです。この結果を見てどう思うかと。毎日毎日被害状況報告上がっているわけでしょう、とりまとめて。これについてお尋ねしているんです。どういう調査の仕方をしたのかと。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 被害状況報告のときには、まだ日にちなんかも経っていないときに、1回全部公共施設あるいは住家被害、道路とかいろいろな部分での被害状況を把握するために1回、回りました。そんな中で、最大限の修繕費というようなことの中で、例えば日の出保

育所も全部建てかえる、場所も液状化の中で園庭が崩れている中で、場所も違うところでやった場合どのくらいかかるのかということの中で、おそらく5億円、6億円というような見積もりが出たと、そんなように思っておりまして、あくまでの被害状況の報告ということでありまして、それが現実、予算計上やら国へ手続きをとるといようなことになれば、きちっとしたものがやらなければならないということの中で、そういった部分も川口沼、袋公園、いろいろ最初の目標と言いましょうか、被害状況はかなり多かったわけでありすけれども、そういった部分の中で最大限の被害額をここへ掲示したといようなことで理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） そうしたら自分も今道路を支えている間知石を積んだ部分、ここに写真や何かを持ってきましたが、そういう調査や何か後々に増えてくる部分が、普通は日にちがたてばあっちもやられてた、こっちもやられてたとかという形で、時間がたてば被害が普通は増えるのが本当だと思うんです。こういう道路や何かも道路の路面から6メートル、7メートルも下のほうなんです。前から少し亀裂入っていた部分も自分確認していますけれども、今回の震災で亀裂が大きくなっています。これが今度は大雨や何か等で水が流れてくると倒壊するおそれもある。そうすると道路全体が崩れてしまう。こういう調査や何かもだんだん時間を追えば、普通は増えてくるものだと私は思います。

ところが4分の1になったり3分の1になったりというのは、何か時間がたって増えるんじゃないくて、被害額がぐんと減るといのは、何か疑問を感じたので、こういう市の被害状況、これ疑問持っていたんです。ですので、今後被害調査をどのように進めるのか、指示をしっかりとっていただきたいという部分ありますので、市長さんにしっかりとリーダーシップを発揮して指示していただきたいと思います。答弁は結構でございます。

次に移ります。4項目めの災害ごみ処理について。

被災者がごみを持参すれば引き取ると、海上中跡地で。被災地の中からそういう話が何点も聞こえてきました。これは対策本部の決定なのかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 災害ごみで、津波、液状化、地震そういった部分で被害に遭ったごみは、一応受け入れようといようなことは災害対策本部で決定しております。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 持ち込みにつきましては、市が契約している業者が道路の障害になる部分の撤去で持っていくものと同じような格好でやったものと、あるいは個人で集めて持っていていいのかというお話もありまして、それは個人は個人で持ってきていただいてもいいですよというお話と、どちらでもというお話をさせていただいておりました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 3月12日、自分も被災現場の中をくまなく歩きました。そうしたら、職員のほうから災害でやられたものは自分で持ってきてください。そうすれば海上中跡地で引き取るから。だけれども車も、それこそ被災者は災害ごみを運ぶ運搬手段もなく、道路状況も悪く、搬入することが不可能な状況でありました。そういうことが予見できないのか、常識的に考えても、私は何でそんな指示を出したのかと思い、対策本部に来てその後市長と話ししましたね。市長、忘れましたか。そして話ししたら、それなら市のほうで災害ごみになったものは回収するということでもらってもいいと、市長も言ったじゃないですか。本当に被災して、それこそ命からがら、また行政の手が届かなくて、被災現場でのびている状況な人もありました。

だからこそ私は対策本部の決定事項、もっと状況把握をしっかりといただき、被災者がどんな状況にあるかそういう適切な判断を、途中から私がこういうふうにしなれば復興が進まないと市長にかけ合って、それから行政が回収すると。市長、もっとリーダーシップをとって、しっかりと指示をしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 災害ごみにつきましては、当初1週間で道路が最優先だというような指示を出しまして、道路そしてまた倒壊家屋、津波で流された災害廃棄ごみそういった部分も全部海上中学校の跡地に搬入したわけでありまして、当然海上中学校の跡地については、大変な迷惑といいましょうか、においとかなる部分で迷惑をかけているわけでありまして、けれども、最初の1週間、そんな分別とかより分けて運んではいけないというようなことの中で、全部搬入してくださいというような指示は出したつもりであります。最初の当初からそういったことはやらせておりましたので、たまたま向後議員が行きあった人が、業者か

何か、こういった方々に聞いたのか分かりませんが、最初の1週間の部分は……。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 次の日であれば、当然全部持って行ってくださいということは指示をしておりました。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長は指示しても、現場はそういう状況でありませんでした。建設業者だったとしても、道路の上に乗っかっていても、言っても片づけてもらえなかったという方もいます。取りあえず通路を確保するというのが、道路でも道路上全部回収するというような状況でありませんでした。12日は、被災者が役所職員だと言っていました。やっぱりもっと市長が、忘れてしまう人もある、市長が言ったからと、何課でお願いしますとか具体的に言わなかったら、1人でぼそぼそと言ったら、ああおれじゃねえんだなと思うこともあります。ちゃんと伝わって現場で機能しているか、確認するというのも大事です。

(発言する人あり)

○10番（向後悦世） だからこれはこれで、今後市長もこういうことはないだろうと言っていましたけれども、やっぱりそういう今後また東海沖地震も発生するようなことが、3年以内に八十何%の確率だとか言われていますので、しっかりと防災関係に全力で、復興に向けて傾注していただきたいと思います。

5項目めの今後の災害復興についてお尋ねします。

復興検討委員会のメンバーに外部から複数の専門家を入れますか、入れませんか。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 復興計画でありますので、当然外部の有識者それから専門家等は入れてほしいというようなことで、今策定委員会のメンバーを検討しているところでありますので、まだ決まったわけではありませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ただいまの自分の発言で、東海地震は3年以内にと言いましたが、30年以内にということであります。訂正いたします。

きのうの滑川議員の質問ですと、市長を本部長に、副市長を副本部長にして20人くらいの委員構成で検討委員会を立ち上げるということですが、私は復興計画を立てるにして

も、専門家、これがなくてはそれこそ素人だけではできないと思います。計画を立ててもやっぱり専門知識を確認しながら進めなければ、自分はそういうふうに考えていますが、市長のお考えを再度お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのとおりだと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、外部から複数の専門家を入れるということでよろしいですね。はい、分かりました。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 6番目、飯岡中。

○10番（向後悦世） 6番目の飯岡中に再質問いたします。

市長は12月議会で、学校建設はスケジュールのとおりやっていると答弁されていますが、スケジュールの説明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 先ほど、市長のほうから1回目に概略スケジュールのお話をしております。それで、市長が1回目お話ししたことを、具体的に私のほうからつけ加えるような形での説明でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） 市長1回目の回答で、新校舎の移転、平成26年9月ごろになる見込みという形でお答え申し上げました。その具体的な期間を若干説明したいと思います。

○議長（林 一哉） 庶務課長、もうちょっと大きい声で。マイクをもうちょっと。

○庶務課長（加瀬寿一） 本年度農振除外の手続き等入りたいと思っておりますが、それが本年9月、農振除外の決定を24年5月を見込んでおります。その後、農地転用申請を24年6月に農業委員会へ提案し、許可は平成24年10月を見込みました。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） いいですか。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手して質問してください。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長は、昨年12月議会で24年着工、25年完成と、そういう予定で説明したわけです。今回の第2回定例議会では25年着工、26年9月完成と、そうするとまた1年ずれてしまったわけなんです。このことについて質問しているわけなんです。これは時間が……、課長さんが答えると、もうほかの議員さんの答弁でしているわけです。だから、私はなるたけかぶらないように質問を工夫しているつもりなんです、1年ずれたことについてもだんだん、最初の候補地もかたされ、それこそ生徒が危険校舎の中でね、自分もとても心配しているんです。そういう部分で市長に学校建設についてスケジュールをお尋ねしたわけなんです。

やっぱり、三川西部の非農用地が確保できないところに建設しようとしたことに、スケジュールのずれが生じている。市長はスケジュールに狂いはないと言っている。私も地元の議員としてどう説明していいか。いつできるかも分からない。だから、とにかく私は必ず計画どおりに建設してほしいと願っての質問なんです。もう何回も何回も話が延びていつてきている。このことについて、今回の25年3月着工、26年9月完成で、市長絶対するんだという決意を答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私も向後議員と同じで一刻も早く飯岡中学校は建設したいという気持ちには変わりありません。それだからこそ非農用地を早く設定してもらったり、飯岡西部の事業を早くしてもらいたいというような思いの中で、何回も県、農林振興センターに足を運んでいるわけでありまして、そのことが基準でありますので、その進捗状況によって今こういうような25年3月、26年9月というような状況になったわけでありまして、年はずれたのかもしれませんが、実際は3か月から6か月くらいのずれということで、今認識しておりますので、最悪26年9月には入れるように頑張りますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それと、計画が、スケジュールが立たないそこに建設しようとした、そういう執行部の、また学校建設検討委員会のもっと慎重な判断をよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 8 分

再開 午後 2 時 3 0 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20 番 高橋利彦 登壇）

○20 番（高橋利彦） 20 番、高橋です。

大きく分けて 4 点、一般質問をいたします。

まず初めに、ごみ処理施設裁判と旧干潟町長への請求についてであります。

初めに、許可までの経緯と許可要因と取り消しの要因についてお尋ねいたします。

1 市 3 町の合併を控えて、干潟町から環境シンフォニックに対して、中和地区でのごみ処理施設の許可が下ろされました。工事が始まり、それがごみ処理施設と知らされた地域の住民が大騒ぎを始め、猛烈な建設の反対運動に発展しました。反対運動の盛り上がりによって押されたのか、間もなく町が許可を取り消し、その後合併、そして先般行政としては異例の判決ではなく和解ということで裁判を終わりにしてしまいました。この問題についての、許可までの経緯とどのような法律によって許可されたのか。その要因とまた取り消した法律そしてその要因についてお尋ねいたします。

2 点目として、訴状の趣旨と答弁書の趣旨についてお尋ねしますが、民事事件は刑事事件とは違い、第三者でも訴訟の書類がとれます。訴状、答弁書、どのようになっているのかその内容について詳しくお尋ねします。

また、許可取り消しの訴訟があったのか。それと先ほどの訴状の中で、旭市が答弁書を出しているわけですが、請求原因に対して幾つ否認をしているのか。その内容についてお尋ねします。

次、3点目として、論点であります但裁判を続行した中での主な論点、つまり争点はどのようなことであつたのかお尋ねします。

4番目として、判決ではなく和解とした理由、それと弁護士費用また和解金についてお尋ねしますが、貴重な市民の血税を使う、さらには賠償法によって求償権も発生するこの裁判、司法の判断にゆだねないでなぜ和解にしたのか、その理由。そういう中での弁護士費用と和解金でどれだけの税金を使うことになつたのか。これで市民が納得すると思うのか、市民感情について市長にお尋ねします。

5番目として、弁護士についてであります但、弁護士法が変わりまして数年前から弁護士も宣伝活動ができるようになりました。そのために、事件に精通した弁護士を選べるようになりました。そういう中で何点かお尋ねしますが、旭市が依頼した弁護士はどのような事件に精通しているのか。また双方の弁護士の事務所の所在地、それとどこの弁護士会に所属しているのかお尋ねします。

6番目として、求償権を使わない理由についてであります但、先般の議会におきまして、顧問弁護士を交えて十分協議して決めたということですが、弁護士というのは法律に詳しいだけでありまして、法律の番人は裁判所そして裁判官であります。弁護士の判断で決めるなら裁判所の必要はありません。そういう中でなぜ求償権を使わないのか、その理由について詳しくお尋ねします。

大きな2点目として、旭市はなぜ銚子市の格下かについて。

まず初めに、要因と対応についてお尋ねします。

旭市、銚子市、匝瑳市は近隣市ということで、一部事務組合の構成員として今までも、それから今後もお互い協力して仲よくしていく立場であります。それが先般、銚子市の野平市長のブログで「格下のはずの旭市」ということが書かれていました。なぜ旭市だけがばかにされるのか、その要因と対応について市長にお尋ねします。

大きな3点目の防災、災害対策問題についてであります但、まず初めに津波のハザードマップと現実についてお尋ねします。

今回の大震災では、我が市も津波で大きな被害を受けました。津波対策のための津波ハザードマップが作ってありますが、いつ、何を根拠に、どのような業者が作ったのか。また、このハザードマップに対して、被害の実態はどのようなになっているのか。それと海岸線に避難場所が指定されていますが、何か所ありそのうち何か所が被害を受けたのかお尋ねします。

2点目として、現状と今後の対策についてであります但、国の方針もあり、市は地震対策

には力を入れてきました。しかし、津波対策では飯岡の三川西部の整理区域への津波防災対策を考慮した中での飯岡中学校の移転計画のみであります。地域住民の安心、安全のための津波対策はどのようになっていたのか。

それとまた、近隣市町村の津波被害が少なかった中で、旭市だけがこのように甚大な被害をこうむったということは、津波対策がまるきりなっていなかったということではないのか。市長はこのことをどのように思っているのか。それらの現状を踏まえた中で、今後の対応策についてお尋ねいたします。

大きな4点目の災害問題でございますが、まず初めに、復旧、復興対策について。

いよいよこれから本格的な復旧、復興が始まるわけですが、被災された方々には家屋はもとより土地の価値までなくなってしまったわけです。それらを含めてどのような対策を検討しているのかお尋ねします。

2点目として、国からの支援であります。災害地でも地域間格差があると言われていますが、これはどうなっているのか。また、国の補助金を除いた市の負担金、つまり一般財源はどのぐらいになるのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目のごみ処理施設裁判の中で、多くの血税を使うという中での市民感情はという質問にお答えしたいと思います。

このことは、平成16年暮れから正月にかけて、旧干潟町がごみ焼却場の前提のものの申請に許可を出したということに端を発したわけでありましたが、そういった部分で旧干潟町で解決できるものだと、6月議会の中でそういったような干潟町当時の高木議員から発言もありましたし、高橋議員もそのときは議長だったわけでありまして、それが住民のいろいろな部分での反対運動が出まして、これまで来たわけでありまして、今回旭市になってやがて6年が経過するわけでありまして。そんな中で、これまで2年近くかけて裁判をやってきたわけでありまして、その中でいろいろな論点、これはまた後で総務課長のほうからもお話があると思いますけれども、論点を出尽くして議論したわけでありまして、そういった部分で今回和解ということで決着をさせていただいたわけでありまして。

市民感情ということでありますけれども、大変な額を使うわけでありますけれども、長引いたいろいろな裁判の状況の中で、こうした結論が出るということは、ある意味で今後に尾を引かないというような部分もありますし、ある程度の市民感情としては納得していただけるものと、私は思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、銚子市の格下かということでありますけれども、銚子市の格下、格上というような部分、先だってもありましたのでブログも見させていただきました。確かに銚子市のプライドというものが表に出て、旭市は格下だというようなブログが書いてありました。

普段から銚子市は千葉県の中で、千葉市に次ぐプライドを持っているわけでありまして、どこの市長会へ行っても千葉市の次の席は銚子市であります。そういった部分の中で、市長がそういった部分の思いを持っていたということは、私どもは知らないわけでありますけれども、野平市長にしてみればそういった部分はあるのかもしれませんが、銚子市民にとってもそういったことがあるのかもしれませんが。

しかし、先ほど高橋議員もお話がありましたように、3市の中でいろいろな面で連帯をしてやっていかなければならないと、そんなような状況の中で格上、格下ということは、私自身は考えておりませんし、このことについては当時の秘書課長のほうを通じまして、銚子市に嚴重に抗議を申し入れさせていただきました。今後、こういったことをブログ等で書かないでいただきたいというようなことはきっちりと抗議をいたしました。その点でよろしくご理解いただきたいと思います。

次に、津波対策ということで、対策にはなっていないのではないかとということであります。確かに、マニュアル、ハザードマップ、そういった部分で今回手落ちがあったということは、現実そういうことありますので、本当にハザードマップやマニュアルが作用しなかったということは言われても仕方がないということであろうかと思えます。

ただ、7.6メートルという想像もつかないような大きな津波ということで、全員が津波に対する知識、恐怖感、そういった部分が油断というものにつながってきてしまったのかなと、そんなように思っているわけでありまして、今度の教訓を生かしながら、先ほど来、話がありましたように、警鐘と言いましょうかサイレンは継続して鳴らすとか、また予報が出たら、私がいつも思うんですけれども、暴風雨、台風の予報では瞬間最大風速と最大風速が違います。瞬間最大風速は1.5倍から2倍くるといような常識が国民の中にあるわけでありまして、津波が2メートル、3メートルという最初の予想の中で、これは2倍か3倍に来るということを国民の意識の中で、学校の教育の中で持ってもらふということも、これから

きちっと対応していかなければならない。きのうの佐久間議員からも話がありましたように、津波は人工的に防波するというより、やはり逃げるということが一番だと私も思っておりますので、そういった部分をきちっとこれからの復興計画、それこそ津波ハザードマップ、津波の対応策に取り入れていきたいと、そんなように思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、第1点目の（1）許可までの経緯等についてご答弁申し上げます。

申請者である株式会社環境シンフォニックは、平成16年12月27日に旧干潟町に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づき、一般廃棄物の処分業の許可申請をいたしました。旧干潟町ではこれを受け付け、平成17年1月14日付で許可し、許可証を交付いたしました。

しかし、その後計画していた一般廃棄物処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び同法施行令第5条の規定により千葉県施設の設置許可を要すること、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項及び同法施行規則第2条の4第1号イ（2）に規定する一般廃棄物の許可基準を満たしていないことが判明し、旧干潟町は平成17年6月29日付で当該許可の取り消しを行いました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、2点目の訴状の趣旨と答弁書の趣旨という部分でお答えいたします。

訴状の趣旨につきましては、一般廃棄物処理業の許可を受けた原告が許可後に支出した7,857万9,050円が、許可の取り消しにより無駄なものとなり損害を負ったとして、民法709条、不法行為による損害賠償請求に基づき賠償を市に求めたものでございます。その後、請求の拡張申し立てがあり、損害賠償請求額が8,642万9,050円に拡張されたと。

これに対する市の答弁書の趣旨につきましては、原告の請求の棄却を求めたものでございます。その中で、否認しているものというお話がございました。それにつきましては、基本的には市としては事務処理として瑕疵があったという部分でありまして、それに対しましての認否答弁につきましては、21年2月6日に請求の棄却を求めて争うものとしたものでございます。

それから、3番目の論点というお話がございました。裁判上の論点として当初の双方の主な主張について申し上げたいと思います。

被告であります旭市は、次のように主張いたしました。

1つとして、当該許可の取り消しは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則に定める一般廃棄物の処理業の許可要件を満たさない者に対する許可であったことが判明したため行ったものである。

2点目として、その要件の中でも特に大きな要件欠如に当たるのは、同施行規則の「一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処理に適する処理施設を有すること」という規定に対し、原告は当時その施設を有していなかったということでございます。

3つ目として、したがって、原告が施設の設置を始めたとする法的要件をクリアすれば、許可申請を改めて行い、新たな許可を得ることは可能だったはずである。これをしなかったのは、専ら原告側の問題である。

4つ目ですが、原告は自ら許可のために必要な建設事業等を放棄したものであり、当該放棄に伴う損害について、許可の取り消しを原因として旭市が賠償する相当因果関係は存在しないという部分でございます。

これに対して、原告側につきましては次のような主張をしました。

1つ目ですが、原告は旧干潟町の当該許可を当然に法的に有効なものと信じ、その許可から取り消しまでの間にさまざまな投資を行ってきた。

2点目、旭市は許可の取り直しができただけである旨を主張するが、原告は旧干潟町からの許可を背景に、さまざまな資金調達を行ってきたところで、その許可取り消しと同時に資金の調達が頓挫し、事業から撤退することをやむなくされた。

3つ目に、したがってこれらの損害はひとえに旧干潟町の許可取り消しに起因するものであり、旭市はその賠償の責に任ずることは避けられない。

以上が双方の主張でございます。

4点目、判決でなく和解とした理由と弁護士費用、和解金というお尋ねでございます。

判決でなく和解とした理由ということでございますが、平成22年4月23日の第11回目の弁論において、裁判所から3,500万円の支払いによる和解を勧告されましたが、旭市はこれに応じることはできないとして期日の続行を求めたものでございます。

その後、期日を続行して双方の主張及び証拠提出がほぼ出尽くしたため、平成23年1月21日の第18回目の弁論において、再度裁判所から2,750万円の支払いによる和解を勧告された

ものでございます。

これにつきましては、2度目の勧告は重いものであり、内部及び弁護士との協議の上、市の経済的な損失もこれが最小限であろうと認識をしまして、本年第1回定例会に和解議案及び賠償のための補正予算を提出したものでございます。

それから、弁護士費用とのことでございますが、着手金として275万1,000円、それから成功報酬として516万1,530円の合計791万2,530円でございます。

和解金につきましては、先ほど述べたとおり2,750万円でございます。

和解金につきましては平成23年4月15日に、成功報酬は4月22日に支払いを行ったものでございます。

続きまして、弁護士についてということでございますが、今回の訴訟で市の代理人をお願いした弁護士は、市の顧問弁護士であります千葉県弁護士会所属の千葉市の色川・古宮法律事務所の古宮明弁護士でございます。

古宮弁護士につきましては、船橋市商業活動調整委員会委員、千葉県大型小売店舗審査会委員、千葉県大型店立地審議会委員、市川市情報公開審査会委員などを歴任しておりまして、当市の顧問弁護士として適任であると判断し、平成17年10月より引き続きお願いしているところです。

したがって、今回のごみ処理施設の問題についても、その発生の当初からの経緯を熟知しており、平成18年2月に提起された行政訴訟においても、当市の訴訟代理人を務めていただいております。

相手方の訴訟代理人は、同じく千葉県弁護士会所属の村上・湊法律事務所の村上典子弁護士及び湊弘美弁護士でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 総務課長。

○総務課長(神原房雄) 答弁漏れがございました。申し訳ありません。

6番目、求償権を使わない理由という部分でございますが、求償権を使わない理由につきましては、第1回定例会でも答弁したと思います。当該許可に関しては法令の解釈錯誤はあったものの、国家賠償法に規定する「故意または重大な過失」があったとまでは認められず、したがって、市が本件に関し求償権を有するものではないというふうに考えております。

それから、今度は3番目の防災、災害問題という部分にお答えいたします。

津波ハザードマップと現実についてという部分で、現在のハザードマップですが、作成時期については平成20年1月、参照記録につきましては元禄津波、業者については緑川地図というふうに考えております。

津波ハザードマップと現状についてという部分でお答えいたします。現在、地域住民に配布してありますハザードマップですが、これには浸水領域の中に避難所が確かにあります。今回の津波は、地震発生から津波到達までの時間がかかなりありました。津波到達までの時間が短いときは、一時的避難としてどこに避難するかと言えば、やはり高い建物に避難することが有効とされています。

しかし、今回の被害は甚大でありまして、今後検証を行う中で津波ハザードマップの見直しを考えていきたいというふうに考えています。

それから、現状と今後の対応策という部分でございますが、災害に強いまちづくりを目指し、今後迅速な避難ができるよう住民と行政が一体となった津波避難訓練の実施、それから自主防災組織の育成、地区コミュニティの醸成などを行いまして、防災及び地域住民の連帯意識の高揚を図りましてやっていきたい。

また、津波避難計画の策定など防災計画などを見直して、市民が安心して暮らせる体制の整備を検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 4番目の災害問題、復旧、復興対策についてということでございます。

初めに震災復旧事業、これは復旧事業というのと復興計画とに分けてお答えさせていただきたいと思います。

復旧事業につきましては早急に対応が必要でありまして、被災者の生活支援、議員さんの質問は家屋についてはどうなんだということでありますので、被災者に対する支援金を中心とした、あとは貸付金制度、それから税等の免除等をはじめ、災害廃棄物関連、地域支援、産業再建支援、そして公共施設復旧などの補正予算、これも何回も言いますが実質額で51億円余の措置をしたということでございます。

次に、復興計画でございますけれども、計画策定は一刻も早い被災者の生活再建、これまた同じこととなりますけれども、生活再建をまず第一に考えまして、被災した地域を震災前の水準に戻すことだけではなくて、持続的な発展を遂げるというものでございます。来年1

月をめどに策定すると、こんな今の方針でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、その次の予算等についてということで、国からの支援の地域間の格差、それと一般財源の額というようなお話でした。確かに今回の被災によりまして、国からの支援、この指定なんですけれども、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律というのができています。これが5月2日に公布されています。

これによって特定被災地方公共団体、これは法2条第2項に基づきまして指定されておるんですけれども、旭市はこれに指定されております。これに指定されることによりまして、災害におきましても激甚災害の特定地方公共団体としてみなしまして、この規定を適用することになります。そうすると災害の国庫補助率等が少し上乗せになるだろうということでございます。

それと、今現在予算を組んでございます。今、企画政策課長からもお話がありましたとおり、実質で51億円ほど組んでいます。この一般財源は今現在12億6,838万円余りでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 答弁漏れについて説明願います。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 許可の請求の取り消し……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） すみません、ちょっと。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） しばらく休憩いたします。打ち合わせしてください。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時21分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） どうも失礼いたしました。

2番目の訴状の趣旨と答弁の趣旨のところでありまして、行政処分取消訴訟の経緯という部分でありました。これについては平成18年2月13日に許可の取り消しを不服として行政訴訟を提起されました。これが訴状は4月19日に到達しました。これについては、同年10月25日に相手方の訴訟取り下げにより終了しております。

それから、答弁書の中で否認している主なものという部分につきましては、14番にありますけれども、許可取り消しを受けたことによる原告側からの施設建設費、金銭的に7,857万円の支出、そういう部分について、それから15番目の、これも金銭的なものでございますけれども7,857万9,050円、こういうものについて否認をし、争うというふうにした部分でございます。

それから、弁護士の所在という部分でございますが、古宮・色川事務所につきましては千葉市中央区中央三丁目17番2号ライオンビル4階でございます。それから、村上・湊法律事務所につきましては、千葉市中央区本千葉町1-1日土地千葉中央ビル10階でございます。

その中に、専門的なものというものがございましたが、うちのほうの調査の中においては民事訴訟一般というふうに話は聞いております。

もう一点、今度はハザードマップの件で津波の今回の状況の中において、避難所がどれくらいあったかという部分でございます。飯岡地区には17か所避難所がございまして、そのうち浸水になった場所については4か所。それから旭地区については、避難所8か所、そのうち浸水した所が1か所というふうになっています。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 高橋議員、マイクを通してしゃべってください。

○20番（高橋利彦） こっちのほうはいいんですよ。危険地域、ハザードマップで津波が来るといふ地域に何か所避難所があったのか。そのうち何か所が被害を受けたのか、こういうことです。全部とあれではかなり違ってしまふわけですね、イメージが。海岸線何か所避難所があるのか。全部の避難所が例えば20あって1つ被害を受けたのと、海岸線に5つあって1つ受けたのでは全然ほら。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 着席願います。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、飯岡地区というお話をしまして、浸水箇所4か所と先ほど言いました。その4か所について海岸線の部分の中の避難所という部分であります。あとプラスして飯岡小学校という部分の5か所のうちの4か所に浸水があったという。

また、そのほかにも飯岡中央保育所とかそういう部分も一時避難とかそういう部分でありますけれども、避難所としての部分についてはそういう形になっています。

旭地区については、かんぼの宿という部分でそこが今回浸水してしまったというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問いたしますが、この許可、よく行政にやっぱり役所仕事だなと言いますが、役所仕事の代名詞は遅いというのは通説でございます。そういう中で、干潟においてこれだけの早い許可が下ろされたというのは、やはり天の声か何かあったんじゃないかと思うわけでございますが、今さらこれを言ってもしょうがないわけでございます。

そういう中で、まず訴状の趣旨と答弁書の関係でございますが、先ほど答弁ありましたら訴状に対して否認したのはただ金額だけでございますね。そうすると、論点というのは何もないわけでございます。

それとまた、許可取り消しに対してその取り消し請求の訴訟があったということでございますが、これは我々も全然知らなかったわけです。答弁書に載っていて初めて知ったわけです。そういう中で、この許可取り消しの請求には裁判費用はどのぐらいかかっているんですか。それをお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これは原告のほうの取り消しという部分でありますので、こちらとしては金額は分かりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 向こうから訴状が出た段階で、裁判にならないときに相手方が取り下げたということですね。じゃあ、なぜ相手方が取り下げたのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） 高橋議員さん、申し訳ないんですけども、答弁のほうですが、できましたら裁判のほうにずっと携わっていた職員に答弁させたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長、それでよろしいですか。

○議長（林 一哉） じゃあ許可いたします。

○副市長（増田雅男） ありがとうございます。じゃあちょっとすみません、休憩を。

○議長（林 一哉） 休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長（林 一哉） それでは再開いたします。

高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） 高橋議員からの再質問に対してお答えいたします。

まず、行政訴訟のほうの取り下げの理由ですけれども、先ほど裁判にならないうちに終わったのかというお話もございましたが、一度は裁判になっております。それで、三度口頭弁論を続けたときに、千葉地方裁判所のほうからもともと許可要件を満たしていなかった許可でしょうというような勧告がございまして、取り下げに至ったものでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃあ、その許可要因を満たしていなかったという原因、それと裁判になったということであれば、これは当然訴訟費用はかかっているわけですが、先ほどは裁判にならなかったというお話ですが、今度は裁判になっているわけですね。その裁判費用はどのぐらいかかっているのか。おおよそで結構です、急遽ですから。

○議長（林 一哉） 総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） まず裁判になりまして、訴訟費用の関係からお答えいたします。

こちらでかかりました弁護士費用は着手金、成功報酬合わせまして105万円でございます。

許可にならなかった要因、最大のものは施設を有していないうちに許可を出してしまったと。その要件を満たしていなかったのが最大の理由でございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それは分かりました。

そういう中で、3番目の論点です。裁判の中で、訴状に対して金額だけ否認していますね。あとはすべて認めているわけですね。そういう中では、再度お尋ねしますが争点はどのようなことであったのか。それが争点として実際争われたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） お答えいたします。

まず、争点、訴状の認否ということですが、確かに1項ずつ何項目かありまして、それを1項ずつ認めたり否認したり、争ったりということが答弁書の内容でございます。私どもが認めたのは、主に事実関係、こういう日にこういう許可があった。あるいは取り消された。こういう行政訴訟が提起された。そのような事実関係に関しましては、これは認めないわけにはいきませんので。

それで、最後の金額を否認ということですが、金額そのものも否認しておりますけれども、その損害賠償の責任が旭市にあるということも否認しております。

というのは、次の論点になりますが、もともと施設がなくして許可が取り消されたということであれば、資金的な融通等があればこの業者は施設を造って、再度許可申請に及ぶことができる。これをやめたのは一義的に原告のほうの責任であろうと。したがって、それを続けなくて停止したのは向こうの責任であると。それでこちらは因果関係が存在しないということ争点といたしました。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、論点としてはいずれにしてもこちらが間違っただけで許可を下ろしたと。それと相手方はそれだけの条件を具備していなかった。それが一番の論点ということであったわけですね。

そういう中で、じゃあこの問題については和解にした理由ですね。それから弁護士費用はこれはしょうがないわけですね。今、弁護士事務所のおのおので決まっていますからね。これ

は問題ない。そういう中で2,750万円の支払いの根拠、七千幾ら来ていますね。2,750万円払うという和解金になった中で、どういう根拠に、向こうから請求来たのはどういう根拠でこちらが応じたのか、その辺まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） 2,750万円の根拠ということでございます。先ほど来、私ども、総務課長もちょっと答弁ございましたが、その前に一たん3,500万円の和解勧告が出ております。実はこの和解勧告の中で、かなりこの点は認められる、この点は認められるということでそれを積み上げていった金額がそのときの第1回目の3,500万円でございます。そこに納得できない部分があったので、私どもは期日の続行を求めました。最終的にこちらから、例えば工事の進捗状況、原告の主張するそこまでは工事が進んでいなかったらどうか、そういったところで隅々をつぶしていきまして、最終的に2,750万円という金額が裁判所のほうから提示されたわけでございます。すなわち、最初の3,500万円の金額が出たときに、裁判所が7,800万円のうちのどの損害を認定しているかということがあらかたうかがい知ることができましたので、そういった点かと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私が見た中ではオオナギハジメの2,100万円、これは裁判を続行した中で、じゃあその根拠といたら私は何もありません。帳簿上もそれから預金の通帳でもこれは証明できないと思う。それとこれは認めなくてはならないのは工事代金それから地主への賃借料約1,800万円、これは認めざるを得ないと思います。私が見た段階で。あとは未払いの3,500万円ですか。これはそういう形跡がないのでこれは認められないわけございまして、そういう中で私が見れば約1千七・八百万円です、そこへ弁護士費用を乗せた、そして向こうの多少の業者の手数料、それが2,750万円ですか、これになると思うんですよ。

そういう中で、原告損害一覧表の中でどれとどれを市が認めたのか、分かりますか。分らなかったらまあいいですけどもね。おそらくそれはこっちへ来た中で、市長かその辺と話し合いしてこの金額は決めたと思うんですけども、やっぱり根拠があつて和解に乗ったと思うんですよ。

それから、なぜ幾ら向こうから勧告が出て、これはちゃんとここにあるでしょう。向こうの訴状にありますよね。ちゃんと裁判所には裁判費用払っているわけです。二十何万円で

すか。それと裁判所はやはり判決、やぶさかじゃないと思うんです。まして行政の訴訟ですから。それを和解に持っていったということは、これからちょっと出てきますが、この事件をうやむやにするため。これ見たら分かる、和解というのは、和解はあれでしょう、結果的にはこれしかないわけです、被告は原告に対して和解金を払う。それからその他の請求は放棄する。あとそれ以外何らの債権債務のないことをお互いに確認するで、これが結局、判決文と同じになってしまうんです。ですから、最終的には和解にするということはこの事件の真相をうやむやにするということだと思うんです。それでなく判決であれば、何がどうだからぴちっとした根拠が出されるわけです。例えば金額だってそうでしょう。これは認めますとか、これはこの事件をうやむやにするための和解だと思うんですが、その辺今度は担当ではちょっと、これは市長でなければできないと思いますが。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 和解の提示が2回ありました。それでこっちの言い分もかなり2回目には聞いていただきまして、それで裁判所が出してくれたわけでありまして、それをまた拒否をするというような形になりますと、裁判まで持ち込むということになれば、やはりもう少し上乗せがされるのではないかと、そんなような報告もありまして、上乗せをされないように長い間の裁判ということもありまして、この辺で和解をするのが妥当かというような判断で指示をしたところであります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 裁判が長いとか何とかは関係ないんじゃないですか。そういうのは。これはまるきり市長あれですよ、それで上乗せされるといったってね、裁判で結局安くなったら安くなったで今度は逆に弁護士に払うでしょう。結局これが七千何百万円ですから、そこが旭市が2,750万円ですか、そうすると最初の請求との差が弁護士にしてはその何割かが報酬になるわけですよ。弁護士に払うか相手に払うか。それならやはり市民に納得してもらうためには判決で、その金額を払えば市民はだれでも納得すると思うんです。これでは本当にあれですよ、この事件をうやむやにするため、だれのためにうやむやにするか。これはまた後で質問しますが、そういうことなんです。長くなったから、それから裁判所の心証、そんなのは関係ないんですよ。幾らこれ言ったって、市長は内容がよく分からないでしょうから、これは答弁求めませんよ。いいですよ。

次に、そういう中で、今度は弁護士の問題でございますが、先ほど聞きますと民事に精通

した弁護士と。それで旭市の顧問弁護士ということですね。民事にもいろいろありますから、幾ら顧問弁護士だからといってやはりこれから旭市が裁判を、これからも当然あると思いますよ、そういう中で精通した弁護士、それを選んでいただきたいと思います。

それとまた、弁護士の事務所を聞きましたら、これはすぐ隣なんですよ。そうでしょう。隣で同じ弁護士会所属ですから、みんな同業者、この辺で言えば例えば大工組合、そういう仲間なんですよ。よくご存じだと思いますが、弁護士というのは司法試験通った中で検事になるか、裁判官になるか、やめたら弁護士になるわけです。弁護士活動は、その弁護士会に所属しなくては弁護士活動できないわけで、同じ穴のむじななんですよ。医者ならそれを治すという答えが出ますけれども、弁護士の場合答え出ないんですよ。刑事事件であれば検事が求刑した、それより判事つまり裁判官が大体安く、10年と求刑したら8年、そうしたら刑事事件というのは弁護士の勝ち、民事はよく弁護士に言わせたら、いかに依頼人を納得させるか。相手とけんかするんじゃない。自分で頼んだ人を納得させる、これが弁護士の腕だというんです。そういう中で同じ仲よしクラブで幾らやったって、これはしょうがないと思うんです。ですから、これをやったらいつも口きいてる仲、こんな中でどうせ誰も痛くない、まして市なら取りっぱぐれないからね。そういう中での、結局和解になったと思うんです。答弁求めませんよ。

次に、求償権を使わない理由なんです、この前、顧問弁護士を交えて十分協議して決めたということであります。弁護士は答えを出せないんです。答え出すのは法律の番人である裁判所、そして裁判官なんです。結局求償権を、簡単に言いますと市長、昔の干潟町長にいろいろ選挙で世話になったから、選挙のときも推薦人になったり世話になったから、そのお返しですが、ちょっと高いんじゃないですか、あまりにも。求償権うやむやにできてしまっている。なぜ、どういう理由で求償権を、判決出してあればぴしっと出るんじゃないですか。それと同時にここに判決出さなくたって、こっちからの答弁書の中で、結局原告に対する許可要因、つまり許可時に処理施設を有していなければならない要件がないことから、敗訴判決を示唆され取り下げを許可したと、ここに明確に書いてあるんです。全くこれは簡単なことで許可を下ろした。そのために市はこれだけの金をかけたわけです。それを三千何百万円ですか、一般の人だったら身上つぶれてしまいますよ。人の金だから簡単に出す。ちょっとそれはおかしいと思うんですが。そういう中で、求償権これから使うのか使わないのか、市長にお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 求償権の問題ですけれども、前回3月議会でも申し上げましたように、国家賠償法に書かれております故意または重大な過失ということには当たらないというような考えで、求償権は有しないというような理解を持っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 重大って、ここに許可時に処理施設、許可受け取るときにその処理施設があるかどうか、当然、書類添付させるでしょう。そうすればそこで確認できるわけですよ。それをしないというのは重大な過失じゃないんですか。今、やはり住民が意識目覚めた中で、住民意識のある中で、先般も市川市で民団に支援金出したわけですね。そうしたら市川市の条例では政治団体を出すところにはその支援金は出せないと、こういう条例がある中で出した。そうしたら裁判の結果は職員に注意喚起していれば支出を阻止できたということで、全額市長が払うようになっている。そういう中で、市長がもし住民からこれに対して市長に訴訟できた場合、市長はどういう考えを持っていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 求償権という部分については、私はその時点で少くらの認識不足、そういったものがあって許可を出した。その中で取り消しまで進んだ、旧干潟町の時代に取り消しまで進んだというようなことで、それが重大な過失に値するのかわからないのか、私はそういったことはないとなんのように認識しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 許可を下ろしたものを取り消したから云々、じゃあそれなら泥棒して返したらそれで無罪放免ですか。そうじゃないと思いますよ。やっぱり市長、これだけのあれですよ、三千何百万円出すわけです。それがそんなに簡単に考えていいんですか。やっぱり金は大事なんです。この間も、きのうですか、市長がこの災害に対して、だれですか、議員が少し歳費をと、それはできませんと。自分の金では1万円でも10万円でも惜しいんですよ。それが人の金なら簡単にこれだけの金、まして自分の持っている金ならいいですよ。市民の大事な税金なんですよ。そういう中で、市長はそう言いますが、最終的には市民からやられたら大変なんですよ。ですから、その前に市長はやらないじゃなく、どういうふうにするか、ここでお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 求償権の問題は、重大な過失または故意というようなことの中で争点があるかと思いますが、そういった部分で本当に自分の私利私欲、そういった中でそのことに走ったということであれば、それはまた求償権もあるのかとは思いますが、そういう私利私欲で走ったということには全然うかがい知れませんので、求償権は有しないと私は考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） しばらくお待ちください。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時54分

○議長（林 一哉） じゃあ、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では2番目の旭市が銚子市の格下という問題でございしますが、課長を通じて銚子市の市長に抗議したということでございしますが、やはりこういう問題は市長自らが抗議すべきだと思うんです。結局、ばかにされるということは一族郎党ばかにされるんです。市長だけじゃないんですよ。やっぱりあれですよ、それは何かと言えば、人間というのは付き合いの中で、その人を評価するのは市長、自分じゃないんですよ。私は市長だと思っても、みんなが市長に見てくれなければしょうがない。やはり相手が認めてくれて初めて、しかし相手が認めてくれなかったらばかにされるんです。

特にあのブログ見たら分かるでしょう。ごみ処理施設、ごみの関係は1市3町、市長管理者をやっているんです。それでみんなであなただけで、事務所まで銚子市に持っていかれてしまう。よそから見たらそんなばかにされることないと思うんです。ですから、そこらを見据えた中で銚子市の市長が、本当であれば匝瑳市のほうが市は小さいわけです。匝瑳市がばかにされるのは、それが旭市が、匝瑳市より大きい旭市がばかにされるということは何だと思いませんか。そういう中で、市長は銚子市の市長にどう対処しますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員から何回も何回も東総広域市町村圏事務組合の関係の中でご提

言がありました。私としても十分自分の足りないところ、それを高橋議員から指摘されると、そんなような思いで今ようやく対等の立場に、後押しを高橋議員にさせていただきまして、対等に付き合えるようになりました。銚子市長もとにかく自分自身はエリート、そしてまた千葉県で2番目の市制施行の問題、市長だけではなくていろいろな部分の中で銚子市民がそういった思いがあるのかなと、そんなように思っておりますけれども、今は切実に旭市と肩を並べるぐらいのところまで落ちてきたわけであります。そんな中で……

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 人口的にです。誤解をされたら困りますけれども、人口的に7万を割るくらい的人数で肩を並べるくらいの仲になってきて、ライバル意識がお互いに出ているのかとそんなような感じはしております。

ただ、ごみ焼却場の問題も、銚子市長が銚子市でやるというようなことで、みんなで、3者、それから東広の事務局、4者で相談した結果で向こうで事務所を持ってやったほうが、農地の転用の問題、許認可の問題、あるいは行ったり来たりの中で時間的な部分、そういった中で銚子市に事務所を置くということはみんなが認めて決めたことでありまして、でも高橋議員からいつも言われていますように、私も強くなって銚子市と対等にこれからもやれるような気がしますので、よろしくご指導を今後ともお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市長は7万市民の代表なんです。ばかにされないようにしてください。よく馬子にも衣装とか、ぼろは着ててもと言いますが、馬子に衣装ではすぐはがれるわけです。今だって予算に車の買い替えだって計上してあるでしょう。幾ら立派な車に乗ったって、やっぱり馬子に衣装じゃしょうがない。やっぱりぼろは着てても旭市の市長だなど、名実ともに旭市の市長だと言われるように、これから旭市の住民意識の高揚とともに頑張っていただきたいと思います。

次に、防災問題でございますが、ハザードマップ作ってありまして、元禄の津波ですか、これを基礎に業者に依頼して作ったということですが、せっかく作って津波が来る地域になぜ避難所を作ったのか。ほとんど被害を受けているでしょう。津波地域。これはまるきり業者任せであったのか、その辺をまずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ハザードマップの中に津波の範囲の中に避難所がなぜあるかという

部分でございますが、冒頭申し上げましたけれども、確かにその範囲の中にあるという部分につきましては、一時避難という部分の必要なかと、そういう部分を含めた中でのそういう部分があった。先ほど申し上げましたけれども、元禄津波が4分から40分の間という部分もありますので、そういった意味の中においては瞬間的に避難をしなければならないという場合には、ある程度高いところという部分については、弱者の方もおりますので、そういった部分については活用もできるのかというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一時避難とか何とか、今度の東北の津波どうですか。一時避難したらみんな死んじゃったんじゃないですか。そんな悠長じゃ困ると思うんです。やはりこれを機会に、もっとハザードマップの見直しと避難場所の見直し、それからまた旭市は津波だけじゃないんです。津波の被害と同時にかなり液状化の被害を受けているんです。ほかの地域と違いまして。そういう中でハザードマップ、また液状化の地域見直し、地域地図というんですか、それらを作る考えはございませんか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 液状化マップそれから津波マップの部分でお話がありました。確かに津波については、今回大きな津波という部分の中で、当然そのものの見直しはしなければならない。これについては国も県も同様でありまして、県のほうでも調査をしております。同様に液状化の部分につきましても、液状化対策として県のほうで調査、検証をしているところでございます。県のほうにおきましても、津波の状況、そういう検証、必要な対策のためのそういう調査の結果を示してくれるという話がございます。また、それは津波についても液状化についても同様でありまして、また県のほうでもある程度、液状化の危険度分布図と、そういう部分も作るという話もしています。

ですから、そういった中において、今回の液状化問題もそうなんでございますけれども、いろいろな国、県においても調査をしている中において、そのものを示すという形をどういう形で示したらいいのかという部分もあります。その県との整合性も図っていかなければならないというように考えておりますので、私どももこういった大きな津波、液状化があったという部分については記録を残すという観点から、そういった県の調査結果を待った中での整合性を図った中で、その部分のマップなりそういうものを作成していきたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、ハザードマップの大幅な見直し、それから液状化のマップの作成、やはり住民の安心、安全それから財産を守るために、これは必要だと思いますから、早急に作っていただきたいと思います。

次に、現状と今後の対策であります。飯岡中学校の移転計画については、津波対策ということでやったわけですが、そういう中でなぜ旭市がこれだけの被害が出たのか。当然、そういう考えがあれば、やはり地域住民の安心、安全のために、旭地区の津波対策、十分今までの時間の中で対策が練られたと思うんです。そういう中で、どういう対策を打っているのか、その辺。

それから、この地域の市町村、あまり被害がなかった中で旭市だけが甚大な被害を受けたということの中で、ほとんど答弁がなかったので詳細な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回、なぜこういう甚大な災害にという部分でございます。津波という部分におきましては、千葉県の浸水面積という、今回の津波の中での、17平方キロメートルであるという調査が出ております。その中で、一番津波の浸水面積が大きかったのは山武市、これについては6平方キロメートルというふうになっています。旭市については3平方キロメートルという部分でありまして、そういった中におきまして、やはり地形的な部分、囲まれている部分についてが地域的に違っているという部分もあるのかというふうに思います。旭市の場合には、海のすぐそばに住居が結構あるという、そういった中において津波の浸水面積は山武市よりも下なんですけれども、そういった状況の中において今回こういふになってしまったという部分だと思います。

やはり、津波の場合には第一に逃げるという部分のものもございます。防災無線のお話もありましたけれども、聞こえないというそういうのもありましたので、そういう部分については検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、山武市のほうがずっと被害を受けた面積が大きいということです。それとまた山武市よりこっちのほうが面積が少ない、それと海岸線に家があったからだということでございます。それならそれでそれなりの津波対策、今までなぜでき

なかったのか。やってないとなれば、じゃあ飯岡中学校の津波の関係での移転、これはただ学校、学校というより耕地整理を進めるためのただの言いわけになってしまうわけですね。

それと同時にまた今度の飯岡中学校の建設用地、海岸からどのぐらいになるのか。また標高どのぐらいになるのか。そんな中でまた近々千葉県沖には大きな地震の層があった中で、地震が来るということで、そうなれば当然今度は飯岡中学校の建設から見直さなければならぬと思うんです。

それとまたいいおか荘です。いいおか荘どうするか考えているということでございますが、いいおか荘を例えば旭市でやる。津波の被害があった場合、市がそれだけの補償とか何とか対応できますか。その辺まで考えていいおか荘の問題を考えているのか。

ですから旭市の津波対策と飯岡の学校建設、それからいいおか荘、そこらをまとめてお願いしたいと思います。特に元禄の津波ですか、これは標識があるということでございますが、江畑医院ですか、飯岡の、あの中腹に昔ここまで津波が来たという、何か石碑が建っていると、その辺どういうふうに考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから飯岡中の今度の移転予定地の標高等お話しします。

海岸の道路から約1キロ以上離れております。ほぼ1キロぐらいでしょうか。それであの場所の標高、約9メートルございます。現状の位置が標高で言いますと4メートル、その標高を考えましても大分高い位置にありますし、今回の津波も最高7.6メートルの高さの津波が来て、遡上浸水した地域、飯岡地区で300メートルから600メートル北上したというデータでございますので、それを見ますと私どもの考えではまず、これからのいろいろな調査を待たないといけません、位置としては適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回、かなり被害があったという部分の中で、もう少し対策をという部分だと思いますが、ハザードマップを見ていただければ分かるんですが、確かにこの地域において3メートルから0.5メートルという部分での浸水する部分というのは塗られております。その中では、ここまで津波が来ますという、これも2メートルぐらいの部分で浸水、高さがありますという、そういう地図を作ってあるというふうな中において、こういったハ

ザードマップを基にして、こういう津波についてはそういった避難所への方向とかこういうのも入っていますので、そういった部分の中でまずは逃げるという部分の中でのものであるというふうに思っています。

今回、こういう津波があったという部分の中においては、こういうものを先ほど言いましたけれども検証した中において、どうしたらいいのかという部分については、県そういう部分と調査結果を基にして検討して作っていききたいと、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まだ1回ぐらいいいですか。

ちょっと前に戻ってしまいますけれども、先ほど答弁ありません。結局ハザードマップに対して被害の実態はどういうようになっているのかを聞いたんですが、これ答弁漏れありましたので、この辺、実態ですね、ハザードマップに対してどれだけ。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 被害の実態という部分でございます。ハザードマップを見ますと、今回の津波がここまで来ましたという部分については、ほとんど同じというか、区域的には、今回の津波は大きかったので多少いっていますけれども、浸水の部分についてはほとんどハザードマップが示すような形で波が来ているというふうになっていると思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） そこまで検証しておりません。先ほど申し上げましたけれども、県もそういう調査をしていますので、その中でそういう部分が示されると思いますので、そういうもので検討していきたいと思っています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、ハザードマップと実態、この把握をやはりしっかり握っていただきたいと思います。

次に、災害問題について、まず復旧、復興対策であります。今回の災害、家屋被害はもとより今度は土地が全く価値観がなくなってしまったわけです。そういう中で、再建はもう並大抵じゃないと思うんです。そういう中で、それらを含めて復興計画をどういうふうに検討しているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 家については3,308軒という被害があった。

これはもうずっと言っていることなんですけれども、残念ながら土地については具体的にじゃあどうするんだと言われてみますと、これから専門家の意見を聞いて進めているというのが今の状況であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今までの災害では、結局その災害地からよそへ出ていってしまうのが大分多いみたいなんです。そういう中で、いかにそれらの方々に旭市に定住していただくか。やはり人が減るということは、経済活動も寂れる。市が寂れるということなんです。ですから、いかに今までの住民にここに残っていただくか。やはりそのためには私は海岸で事故に遭った人は海岸へ住みたくないということでしょうから、今、市もかなり市有地を持っているわけです。そこをうまく利用した中で、それから不動産業者とタイアップした中でやはり対応をとっていただく、それも必要だと思います。

そんな中で、さっきも復興計画については地域、それから専門家と言いますけれども、一番市の実態を知っているのは、皆さん方なんです。総体的に知っているのは。そういう中では、まずそういう復興計画を作るにしても骨格は作る。そんな中でやはり地域の住民の意向も入れる。それから専門家の意向も入れる。それが本当だと思うんです。それがこの旭市では何の計画を作ったって、みんな業者任せ、大金払って。例えば都市計画、あれだってみんな業者任せでしょう。それからこの前も水道ありましたけれども、水道計画だって150部作るのに1,000万円からかけているとか。市は本当に計画は全部業者任せで、それで私らが作ったようなふり。それではやっぱり本当の計画にならないと思うんです。

ですから、そういう中でまず人を減らさないためにはどういうふうにするのか。それから復興計画具体的に、ある程度もう出ていると思うんです。もし、その計画がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、復興計画の中で人を減らさないということとをどんなふうを考えているかということでございます。この辺のところにつきましては、とにかく意見交換会というものを5月から始めております。地元の方々の意見が最も大切だ

と思って、意見を聞いてどうするかということをお尋ねしました。そうしたら、やはり今議員さんがおっしゃるとおり、怖さと愛着と同居しているんです。これはもうどなたもおっしゃるんです。ただ、建て直すにはお金がかかるという話がありますので、その辺のところを今アンケートをとって、住民の意見を聞いているところです。もう少し結果についてはお待ちいただきたい。また、細かいことはご報告したいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） よく人貧乏と言われるように、人貧乏が一番困るわけです。そういう中では人を減らさない計画、それを十分考えていただきたいと思います。

次に、国からの支援それと含めて市の負担金の問題でございますが、一般財源から何だかんだ言ってもかなり出るようになっていくわけです。そんな中で、繰越明許を見ますとかなり無理をした、無理をしたというのは繰越明許の事業が多いわけです。ですから、やはりここは災害なら災害に絞って、一般の事業は少し減らしていく。やはりめり張りの、災害に没頭して対処していく、それが大事だと思いますがどう考えますか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今回の一般質問で、終始そういった部分では議員の皆さん方からご意見を頂戴いたしました。当然、復旧、復興が最優先、そういった部分でやっていかなければならないと私も思っているところであります。市民が納得のできる、市民が目に見えるような、そういったような部分で、それと併せて市の経済効果と言いましょうか、経済の活力、活性化、そういったものも併せ考えながら、めり張りのあるそういった部分で計画を実行していきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市の経済云々と言いますけれども、結局、繰越明許というのは仕事をやり切らないから繰越明許になっているんでしょう。現実には。そういう中でめり張りのある、それでよく二兎を追うものと、今回一兎でいいと思うんです。災害復旧に向けて。これは市民も十分納得すると思うんです。ですから、そういう中ではやはり予算の見直し、これは必要だと思いますが、市長、もう時間がないから、どういうふうにするか簡単でいいですから答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 見直しは当然していかなければならない部分でありまして、そういった部分では謙虚にそういった部分で検討していきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃあ、これで終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 日本共産党、太田將範です。

東日本大震災により被害を受けた市民の皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げ

ます。

第2回定例会は、災害復興に関する論議が中心になっております。私も一般質問を行い、議論に参加させていただきます。

今回、質問は制度を改善してほしいとかお願いというパターンが多いものですから、なるべく色よい返事をいただきますと再質問ができなくなりますので、議論を早く終わるためにはそういう形で進めていただければ幸いです。

被災後3か月以上経過し、旭市におきましては市当局や職員の努力、市民同士の助け合い、ボランティアや全国の支援もあり、他の被災地と比べ復旧は最も進んでいると思います。関係者の皆さんには心から敬意を表したいと思います。

復旧が早く進んでいるということは、緊急を要する人命救助や避難所の確保などの課題から次の住宅の再建、生活や仕事の再建などの次の課題に進むことが必要になってきております。この点でも、市は被災者のための生活支援の紹介と広報をいち早く市民に届け、啓発を進めていることは高く評価できるものと思います。

しかしながら、災害救助に関する法律につきましては、広域的行政を行うため、ほとんどの権限が県に集中しており、被災地の旭市の要望がなかなか届かないのではないかというふうなことも感じております。旭市はちょっと進み過ぎておりまして、千葉県はスタートラインぐらいです。国の場合はもっと向こうで遊んでおります。ですから、こういった状態で執行部の方々も、議員の皆さんもいらいらするところが多いとは思いますが、いろいろな制度要求をしながら議論に参加していきますのでよろしくお願いいたします。

今度の議会に市民税、国民健康保険税等の減免の特例に関する条例が提出されております。質問の第1としまして、このたびの条例と国民健康保険税条例の第25条との関連を説明していただきたい。第25条は全文を紹介してください。

この中には、資産割の減免についてはきちっとした規定があるんですが、所得割の減免につきましては、震災で収入が減ってしまったり、なくなってしまった方々に対する支援がありません。この点について一般質問させていただきます。ですから、この部分について改善をしていただきたい、これが2つ目の中身でございます。

次に、地場産業の復興支援。

3月12日以降、共産党の場合、志位委員長はじめ国会議員や県議会議員が何度も何度も旭市に来て調査、取材いたしました。明智市長はじめ復旧活動で超多忙な皆さんから話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

災害救助に関する権限は県知事に集中しており、旭市の関与が制限されている中で、私は議員といたしまして国政や県政に旭市の実情と要請を共産党を通じて伝えてまいりました。

6月7日に共産党の柏市から出ております加藤県議が、旭市の水産加工業の被害の実態を取材したいということで、旭市に参りました。私も同行して懇談いたしました。全国トップレベルの水産加工業の事業所は、野中の浜から中谷里にかけて集中して立地しております。旧旭市の津波被害の発生地と重なっております。被害は工場や冷凍冷蔵庫、機械、商品すべてに及び、1社当たり1,000万円から5,000万円にもなっています。その上、放射能の風評被害により、売り上げが震災前から比べ3分の1ぐらいまで減少しているそうです。大変厳しい中での懇談になりました。

この中で出された要望は、二重債務を何とかしてほしい。せめてゼロからのスタートをさせてほしい。もう一つは被災した工場等の修理に直接助成してほしいという、その2点でございました。震災前の借金が重荷になり、新たな借金ができません。被災者が立ち上がるには震災前の借金の免除が必要です。いわゆる徳政令をしいてほしい。これしかありません。

このところ、国会の中でさまざまな議論がされておりますけれども、第1に質問といたしまして、市長は、希望する業者のすべてに二重債務の解消する制度の創設を県と国に強く要請してください。

2番目に、岩手県では震災で被害を受けた工場や店舗の修理に直接補助する制度を始めました。修理費の2分の1以内で工場2,000万円、店舗200万円を上限に助成を始めました。旭市でも単独ではちょっと難しいとは思いますが、千葉県と協力しながら助成制度を創設するようにお願いいたします。

次に、住宅の復興支援について。これはもう何度もやっておりますけれども、住宅リフォーム助成の導入を求めるということで、市の単独でやっていただけるかと思います。

今回の大震災で、多くの住宅が大きな被害を受けました。全壊、大規模半壊等に該当しない場合、公的支援はほとんど受けられないです。特に一部損壊は旭市の見舞金ぐらいしか支援がありません。これらの世帯は2,000軒以上、半壊を含めると2,500世帯に近くなります。被災した住宅の快適性は失われ、修理されないまま住み続けるのは精神的にも苦痛が伴います。被災者は行政による支援を受けることができないため、政治に見捨てられたという喪失感すら持ちつつあります。

このようなとき、住宅リフォーム助成が制度化されていれば、行政が被害者を大切に温かく見守ってくれているというメッセージを届けることができます。住宅に快適性を取り戻せ

ば、生活や仕事の再建にもつながります。また、被災地における仕事起こしに大きな効果があることは、制度を導入した自治体で証明されております。

ことし4月1日現在、全国330の自治体でこの制度が導入されております。昨年の2倍、前々年の4倍になっております。千葉県でもいすみ市に続き鎌ヶ谷市など6自治体で導入されており、他の自治体も検討を始めております。

この自治体の行っている住宅リフォーム助成に対し、管首相はことし1月28日の参議院本会議の代表質問に対する回答として、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後このような取り組みを支援していくと答弁しております。有利な交付金を活用できますので、ぜひ制度の導入を検討してください。

次に、生活福祉資金の活用について。

低所得者、障害者または高齢者を対象にし、生活福祉資金貸付制度がセーフティーネット支援対策等事業費補助金にて実施されております。5月15日の広報あさひに紹介されておりますけれども、福祉資金の一部、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の融資と緊急特別小口資金の2つの制度しか紹介していませんので、次の融資の紹介を求めます。

生業を営むための費用、住宅の増改築費用等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、生活支援費、一時的な生活再建費、住宅入居費また低所得者世帯の範囲、所得や収入の程度について説明をしてください。これらの制度はあまり知られていないため、実施主体、貸し付け手続きの流れなども説明を求めます。

最後に、災害復興に取り組む市長の政治姿勢についてということです。これにはかなり今まで答弁をいただいておりますけれども、確認するという意味でお願いいたします。

今まで質問してきたように、復興を進めるに当たって住宅をはじめ住環境の整備と仕事を確保し、生活できる収入を得るということは、生活の基盤を回復し、被災者が自力で再出発できるように支援することが最も大切なことであります。復興計画を作るのが住民合意で、実施は市と県と国が連携して、財政の大半は国が責任を持つことが大切です。

しかしながら、6月20日に成立した復興基本法は、こうした視点ではなく、国が復興の基本的な方針を決め、自治体は措置を講じる責務を負うとしており、国が地方に復興策を押し付けることを可能にしております。

また、日本のあるべき姿を目指す、国境を越えた社会経済活動の進展など、経済界からの主張する成長戦略が色濃く反映したものになっております。農林水産業にも復興特別区域制度を導入し、民間資金を入れ、企業にも漁業権や農地の保有を認め、漁港の強鉄筋化、大型

化を推進し、農業の規模拡大など従来の構造改革路線を震災復興に名を借りてごり押しする、そういった姿勢が今回あらわになってきております。

また、財源を消費税の増税で充てる方向です。その上、TPP、環太平洋連携協定交渉参加まで言い出しております。被災地は、この路線を強行されますと崩壊いたします。

地震、津波の自然災害、放射能汚染と風評による人災、その上復興をめぐり旭市がつぶされるということになりますと、政治災害というあらゆる災害が旭市に降りかかることになります。

復興をめぐり、大きな流れが2つあります。被災者、被災地の視点で考えるのか。上から押し付けられ、しぶしぶと従うかという流れです。

そこで明智市長にお伺いいたします。この2つの流れのいずれかを選択するのか回答してください。おとといからの討論では、4つの柱、メイド・イン・旭、それから被災者の言うことをよく聞くと、こういう方向性が市長の口から出ております。このことを再度確認しておきたいと思います。

ここでの質問はここで終わります。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

すべて議員のおっしゃるような回答であれば、再質問はないということでもありますけれども、それはそれでやはり市政を担当するということの中できちっと答弁をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初の市税の減免ということで、改善を求めるとことのほうを私のほうから答弁させていただきます。

今回、専決処分で減免条例について提案をしたわけではありますが、今回の提案は所得が低いほうがより高い減免率となっており、低所得者に対して非常に配慮をして減免措置を講じました。

また、お尋ねの次年度についてであります。市民税、国民健康保険税の基準については、今回の震災の状況、他市の状況を勘案しつつ、平成24年度の予算を編成するに当たって、税収の見込み等、財政状況を考慮しながら考えていきたいと思っております。

次に、二重債務ということでもありますけれども、国、県に強力に要望してくださいという

ことでありますけれども、実は先般、片山総務大臣にもお会いしたときに二重債務の問題も話が出ました。このことは東北の３県のほうが本当により厳しいというようなことの中で、話題に出たわけでありまして、国のほうでもそういった部分で、国は一応は利子補給というような形の中で結論が出ているようでありまして、さらにいろいろな部分で応援できないかということで、この議会が終わったら、県、国へ要望に行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

リフォームについては、後で詳しく担当のほうからお話があると思いますが、旭市も導入の方向でいきたいと思っております。

最後に、市長の政治姿勢ということで復興に取り組む姿勢についてお尋ねがありました。

私の震災復興に取り組む姿勢についてであります。今後、来年１月をめどに復興計画策定に取り組んでいきたいと思っております。その作業の中で最も大切にしたいのは、市民の要望や意見を取り入れた計画とするところでありまして。既に２回ほど、飯岡地域を中心に、海岸地域の被災地も含めて意見交換会、住民を代表にしての、それから有識者と言いますか、大学の教授等、有識者も来ていただきまして意見交換をしております。そんな中で、政務報告でも申し上げましたように、これは今言ったことでありますけれども、先月から被災者を含めた被災地復興意見交換会をしておるところであります。

策定する計画については、被災者の生活再建を第一に考え、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり、地域経済の復興を基本方針とする考えであります。また、市民に対しましてはアンケートやヒアリング等も行い、さらに関係機関や有識者等で構成する旭市復興計画検討委員会を設置し、商工業や観光面も含め専門的な見地から協議していただく考えであります。

なお、復興計画は被災した地域を震災前の水準に戻すだけでなく、持続的な発展を遂げるためのものとしたいと考えております。旭市をより住みやすいまちにするために、早期の復旧と創造的な復興を目指して、全庁一丸となって市民の皆さん方の応援をいただきながら、復興計画を早急に作っていききたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、私のほうから市税の減免について、それから市民税、国民健康保険税の減免についての説明を求めということでご回答いたします。

東日本大震災の被災者に対する税の減免につきましては、市民税、固定資産税、国民健康

保険税の減免の特例条例を専決処分で制定し、今議会にその承認について議案を提案しているところであります。

市民税については、住宅が半壊以上の被災者で、世帯の所得が1,000万円以下の世帯員全員に対して減免を行うものであります。減免割合は、全壊の世帯については所得500万円の世帯は全額を、500万円から750万円以下の世帯につきましては2分の1を、750万円から1,000万円以下の世帯につきましては4分の1を減額するものであります。また、半壊世帯につきましては、それぞれ今言いました割合の2分の1を減免するものでありまして、低所得者に配慮したものとなっております。

また、国民健康保険の減免につきましても市民税と同じ基準で行う予定であります。

また、国民健康保険税条例第25条でございますけれども、これは国保の減免規定でございます。内容を申し上げますと、市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減額または免除する。（１）貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者。（２）天災その他特別の事情がある場合において、国民健康保険税の減免を必要と認められる者。（３）前２号に掲げる者のほか、特別の事情がある者という減免規定となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから２番の地場産業の復興支援、そのうちの（２）被災した事業者へ直接支援を求める、これにつきまして回答を申し上げます。

太田議員さんがおっしゃいました直接支援というような形で、岩手県の例を出されました。岩手県の中小企業被災資産修繕費補助制度というようなもので、店舗、工場、機械器具等の修繕に対して2分の1補助、これは県と市町村の合計ということだそうです。まだ、県と市町村の負担割合が決まっていないようですが、こういった制度で、店舗につきましては200万円、工場につきましては2,000万円。

ただし、この事業につきましては建て替えですとか買い替えは該当しない。予算が非常に大きくなるというようなことだとは思いますが、果たして制度的にそれでいいのかどうかというような問題も指摘されているようです。これに関しては国のほうで支援したいというようなことを新聞報道ではされています。

このような動きがあるというようなことも踏まえまして、今後、被災市町村の動向及び県

のほうに、こういったような制度につきまして協議及び検討していきたいというふうに思っております。

それからもう一つの、次の質問の中にちょっと出た話ですが、3番の住宅の復興支援の中で、生活福祉資金の活用の中で出たことではあるんですが、中小企業の再建に通じるものがありますので、ここで併せて答弁申し上げたいと思います。

例の災害救助法の23条第1項第7号、生業に関する件です。これについて、今までご指摘のとおり一度も適用されたことがない。制度が明文化されているのに適用されたことがない。

内容につきましてちょっと申し上げますと、「生業に必要な資金、器具または資料の給与又は貸与」と明文化されているということです。いろいろ調べてみましたら、国の運用として生活福祉資金貸付や災害弔慰金支給制度などが充実しているという理由で、生業への資金給与は行われていないというのが実態だそうです。それから、国が定めた災害救助事務取扱要領及び県の災害救助の手引き、これにも生業に関しての記述が明記されていないというようなことです。

このような法律と運用の隔たりの中で、日本弁護士連合会等の団体が意見書として生業への資金給与を要望しておりまして、さらに一部の新聞でもこのことが取り上げられております。

市としましては、生業への資金給与が行われれば、被災事業者にとって非常に支援の一助になるというように考えています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ご質問の3点目の住宅リフォーム助成についてお答えをさせていただきます。

議員からありましたように、これまで2度にわたりましてご質問を頂戴してきたわけでありまして、これまでは震災前という状況の中で、現行のあらゆる住宅改修制度というものの整合性ということで、これまでご答弁をさせていただいて、前回の答弁では耐震の重要性を申し上げまして、耐震改修への助成について検討したいというお話を申し上げておりました。

議員からもご紹介ありましたように、ことし4月から県内ではいすみ市のほかに新たに5市町が要綱を新設しております。一方では、耐震改修の助成につきましても4市町が新たな制度を導入しております。

こういった中で、これらをいろいろ参酌してこれまでも検討してまいりまして、今議会に1つの補正予算を提案させていただいているところでありまして、これは議員からもご紹介がありましたように、今回の震災によりまして一部損壊という家庭が非常に多いわけでありまして、これらに対して救済する措置として、住宅改修に伴う住宅支援策の一環としまして利子補給を行うということで、今議会に提案させていただいております。これは上限2%を補助するということで、5年間で予定しております。

1点、紹介させていただきたいのは、いすみ市の場合には住宅改修の補助は設けておりません。ただ、リフォームについて20万円の上限で事業費の10%ということであります。20万円でありますから、私どものほうで今回提案させていただいております利子補給につきましては、仮に200万円の融資を受けた場合におきましては、5年間で換算しますと単純には約20万円という利子の補給になりますので、そちらのほうを今回の議会のほうでご議論いただきたいとこのように思っております。

また、これらをこれから受け付けしていく段階におきまして、耐震改修の補助と併せてリフォームの制度化についても、これについても先ほど市長が申し上げておりますので、検討させていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、生活福祉資金の活用についてお答え申し上げます。

議員もご存じのように、生活福祉資金は高齢者や障害者などの低所得者世帯に対して、資金の貸し付けと民生委員及び社会福祉協議会が必要な援助、指導を行い、その経済的な自立や生活意欲の助長等を促進するために、安定した生活が図れるよう支援するのを目的とした貸付制度でございます。

今回の震災等で、生活資金の種類についてどういう種類があるのかとお尋ねでした。それで、特に関連するもので申し上げますと、小規模住宅改修あるいは住宅改修、それから生業費とこの3つについて申し上げますと、まず貸付限度額、小規模改修ですと限度額が50万円、期間が3年以内、それで連帯保証人がある場合は無利子なんですけれども、保証人がいない場合には1.5%。それから住宅改修費になりますと、限度額が250万円、あと期間のほうは7年以内、貸付利子等は先ほどの小規模と同様でございます。それから生業費の関係、こちらのほうは480万円の貸付限度額でございます。そして20年以内で、保証人の場合は無利子、あといない場合は1.5%、そういうような形になっております。このほかにも療養費とかあ

るいは教育の部分もございますけれども、それについてはまた後日資料等をお持ちしたいと思います。

それで、この資金を利用するには、他の制度が利用される場合はそちらが優先になる。先ほどお話がありましたような援護資金とかが利用されれば、そちらのほうが優先になるということで、こちらのほうは使えないという形になります。

また、所得基準が設けてありますので、すべての方が利用できるのではございません。そういう関係で、返済期間あるいは貸付利子等も他の制度と比較しまして、必ずしも有利なものではないのかなというふうに感じております。

本市においても、生活福祉資金の窓口になっております社会福祉協議会のほうに、震災後、住宅関連等で十数件の相談がございましたけれども、災害弔慰金の支給に関する法律で制度化されている災害援護資金の貸付制度等が利用されまして、現在、被災者の方で生活福祉資金を利用されている方はいらっしゃいません。

なお、生活福祉資金の利用緩和に関する県等への働きかけですけれども、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等の低利融資もございますし、他の制度もあること等を考えますと、今の場合ありませんけれども、今後の動向のほうを勘案しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 再質問させていただきます。

市税の関係でございますけれども、先ほど第25条の第2項には、前項の規定によって減免を受けようとする者は、納期前7日までにその理由を証明する書類を添付した申請書を、市長に提出しなければならないと書いてあります。これの申請書は窓口にあるのでしょうか。

それと申請主義になっておりますので、減免の申請書の書式はどのような形になっているのか。天災その他の特別な事情がある場合においてということになっておりますけれども、特別な事情というのはどのようなことを想定したものになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） まず、減免の様式でございますけれども、税務課のほうに用意してございます。

それから、様式の内容でありますけれども、ちょっと条例のほうが手元にありませんので内容を見ておりませんけれども、減免につきましての詳しい申請内容が書いてございます。

それと、25条第1項の第2号でございますけれども、特別の事情という中で、現在市で行ってきておりますのは、例えば受刑者の方とかそういう方を想定した中で、平成22年度におきましては、件数的には10件、金額にしまして14万5,500円の減免を行っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 第25条第1項には、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者となっておりますけれども、市税においても同じなんですけれども、この基準につきましてはどういうふうな考え方をしているのかお聞かせください。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） こちらにつきましては、内容的には貧困によるというような内容なんですけれども、22年度につきましては件数的にはゼロでございます。

議員さんおっしゃいますように固定資産税におきましては取り扱い要綱等細かなものがありますけれども、旭市におきましてはこの25条の中で、その都度内容を把握しまして、減免を行っておるというような状況でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 隣の匝瑳市におきましては、低所得者のための減免の規定がきちっとあります。ですからこういったことを参考にしながら、減免の規定を所得に関してもきちっと作ってもらいたい。それがないと、市民の皆さんは自分が減免されるものかどうかということとは申請できないわけです。ですからその辺についてはきちっとやってもらいたい。

一番困るのは、例えば今回の震災のように、去年は所得があったけれどもことしは震災があつてみんな流されてしまった、そういった場合、担税力がないわけです。ですから、こういった方々に対する減免の制度が全く存在しないということになっております。これはやはりかなり大変なことだと思いますから、これについての配慮は今後やっていただきたいということです。

それから、これから所得税法が変わりまして、市の条例も出ていると思うんですけれども、雑損控除の関係で平成22年分から該当するということで、大変な実務が税務課、税務署の方々の肩にかかってくると思うんですけれども、それについてどのような準備をしているの

かということについてお聞かせください。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今回の減免関係におきましては、国税のほうも多大なる制度で減免を行っております。それで、市民の皆様には5月、6月と飯岡支所を中心に所得税の減免についての説明会等を行っております。内容が多岐にわたりますので、確かに所得税の減免によります影響で、その後うちのほうに申告書の関係が上がってきますので、事務のほうが確かにボリュームが出てきますけれども、被災された皆様におきましてのそういう措置でありますので、スムーズに処理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 次のところにまいります。

地場産業の復興支援に関することで、被災した事業者の直接支援を求めるということで、先般、5月27日の共産党の大門実紀史議員に答えたものなんですけれども、店舗や工場などの補修費用にも自治体が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成できるという、こういう回答が出ております。ですから、こういった制度を利用して、先ほどのものを中小業者や農家の方々、そういったところへの支援を強化していただきたいと思います。

先ほど、農水産課のほうですと県単で実際、生業費といいますか、具体的な事業をこじあげたという実績になろうかと思うんです。今までほとんど個人に対する補償はありませんでしたから、それについてはかなり評価してよろしいんじゃないかと思うんです。ですからそういったことを今後どんどん県も変わり、国も変わるということになりますので、旭市の被災地からそういう声をきちっと届けるようにしていただきたいと思います。要望ですのでご回答は結構です。

○議長（林 一哉） じゃあ、次に進んでください。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 2番の生活福祉資金の活用ということなんですけれども、非常にいい制度なんですけれども紹介されていないということと、さまざまな、ほかの制度を使っていると利用できないとかという、そういう問題があるかと思いますが、これは制度的にもっとよくしていただくということを、県の社会福祉協議会が主体ですから、そちらのほうに届ける、または厚生労働省、そちらのほうにその辺の改善を市のほうで行っていただきたい

いという要請をします。ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 生活福祉資金の活用のご覧ですが、第一義的に受付等は社会福祉協議会がやっております。内容のほうもそういう形になっていますので、議員おっしゃるような形で、どういう形なのか再度私どものほうで協議会のほうと協議して議員おっしゃるような形で要望が多いということであれば、そのような形を考えたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4 番（太田將範） ありがとうございました。

第4につきましては、市長はきちっと地元目線で、被災者の立場に立って復興計画を立てるというお約束をいただいたと思いますので、大変満足しております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時14分